

田子町 第二期子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

田 子 町

はじめに

現在、わが国における、少子高齢化、人口減少は、社会全体の活力の低下ばかりではなく、経済全体に極めて深刻な影響を与えるものと懸念されております。

さらに、近年は核家族化の増加や経済の低成長、雇用形態によるライフスタイルの変化など、これらの要因が地域のコミュニティ意識の希薄化に拍車をかけ、子育てに不安を感じている家庭は増加傾向にあるものと思われます。これにより、保育ニーズの多様化がさらに進み、国や地域をあげて社会全体での子ども・子育てを支援していく役割が重要となっております。

当計画では、前期「田子町子ども・子育て支援計画」を踏襲するとともに、令和2年度より5年間「田子町第二期子ども・子育て支援計画」として策定し、前計画に引き続き「子どもは宝 みんなで育てる たっこの未来」を基本理念に、町の各種計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化に対応できるよう、柔軟に施策を展開できる内容としております。

また、今期計画より貧困対策及び幼児期の教育・保育の資質向上等を目指す内容を含み、若い世代が安心して子どもを産み育てられ、すべての子ども達が健やかに成長できる体制づくりに努めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「田子町保健医療福祉推進協議会」委員の皆様をはじめ、ニーズ調査にご協力いただきました保護者の皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和2年3月



田子町長 山本晴美

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の期間.....	3
4. 計画の対象.....	3
5. 計画の策定体制.....	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況.....	5
1. 子ども人口の現状等.....	5
2. 教育・保育施設の利用の状況.....	12
第3章 子育て環境の課題.....	13
1. 子ども・子育て支援ニーズ調査の結果.....	13
2. 第1期計画の進捗状況.....	23
3. 子ども・子育ての課題.....	25
第4章 計画の基本的な考え方.....	27
1. 計画の基本的な考え方.....	27
2. 基本理念.....	27
3. 基本的な視点.....	28
4. 基本目標.....	29
5. 計画の体系.....	30
第5章 施策の展開.....	32
基本目標1：地域における子育て支援体制の構築.....	32
基本目標2：母子の健康と子どもの健やかな成長への支援.....	36
基本目標3：生きる力を育む教育・保育の提供.....	42
基本目標4：すべての子どもの育ちを支える環境の整備.....	45
基本目標5：仕事と子育てが両立する生活の支援.....	49
基本目標6：安心・安全な子育て環境づくり.....	51
第6章 教育・保育サービスの量の見込みと確保方策.....	54
1. 子ども・子育て支援制度の全体像.....	54
2. 量の見込みの考え方.....	58
3. 教育・保育提供区域の設定.....	59
4. 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容.....	60
5. 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容.....	64
6. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保 の内容に関する事項.....	72
7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	73
第7章 計画の着実な推進に向けて.....	74
1. 計画の周知及び利用促進.....	74
2. 計画の推進状況の把握.....	74
3. 地域・関係団体・関係機関との連携と協働.....	74
資料編	75
1. 田子町子ども・子育て支援計画策定の経過.....	76
2. 子ども・子育て支援専門部会委員名簿.....	76
3. 田子町保健医療福祉推進協議会設置要綱.....	77
4. 田子町保健医療福祉推進協議会専門部会運営要領.....	79
5. 子ども・子育て支援窓口.....	80

第1章 計画策定にあたって

1. 計画の趣旨

わが国では、近年の高齢化と少子化の進行とともに、ライフスタイルの多様化により社会の様相は大きく変化しており、子育て環境も様々な課題を抱え、その課題への対応が求められています。

平成29年6月に公表された国の「子育て安心プラン」では、女性就業率80%にも対応できる保育の受け皿を整備するとしており、12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、令和2年度末までに受け皿を整備することとしています。この「新しい経済政策パッケージ」では、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化など、社会保障制度を全世代型へと改革することとしています。

当町においては、平成17年度からの前期5年間、後期5年間に「田子町次世代育成支援行動計画」をもとに、これから育っていく子ども達が健やかに成長できることや、子育てをする方の様々な悩みや不安を少しでも取り除くことをめざして、取組みを進めてきました。平成27年度からは、「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」による「子ども・子育て支援事業計画」を推進してきました。

しかしながら、子どもや子育てをめぐる環境の変化は留まることなく、時代の要請に沿った子育て環境の整備が求められています。

子ども・子育て新制度が開始された平成27年度以降、平成28年には児童福祉法が改正され、社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正が行われました。令和元年6月には改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が可決・成立し、児童のしつけでの体罰が禁止されました。

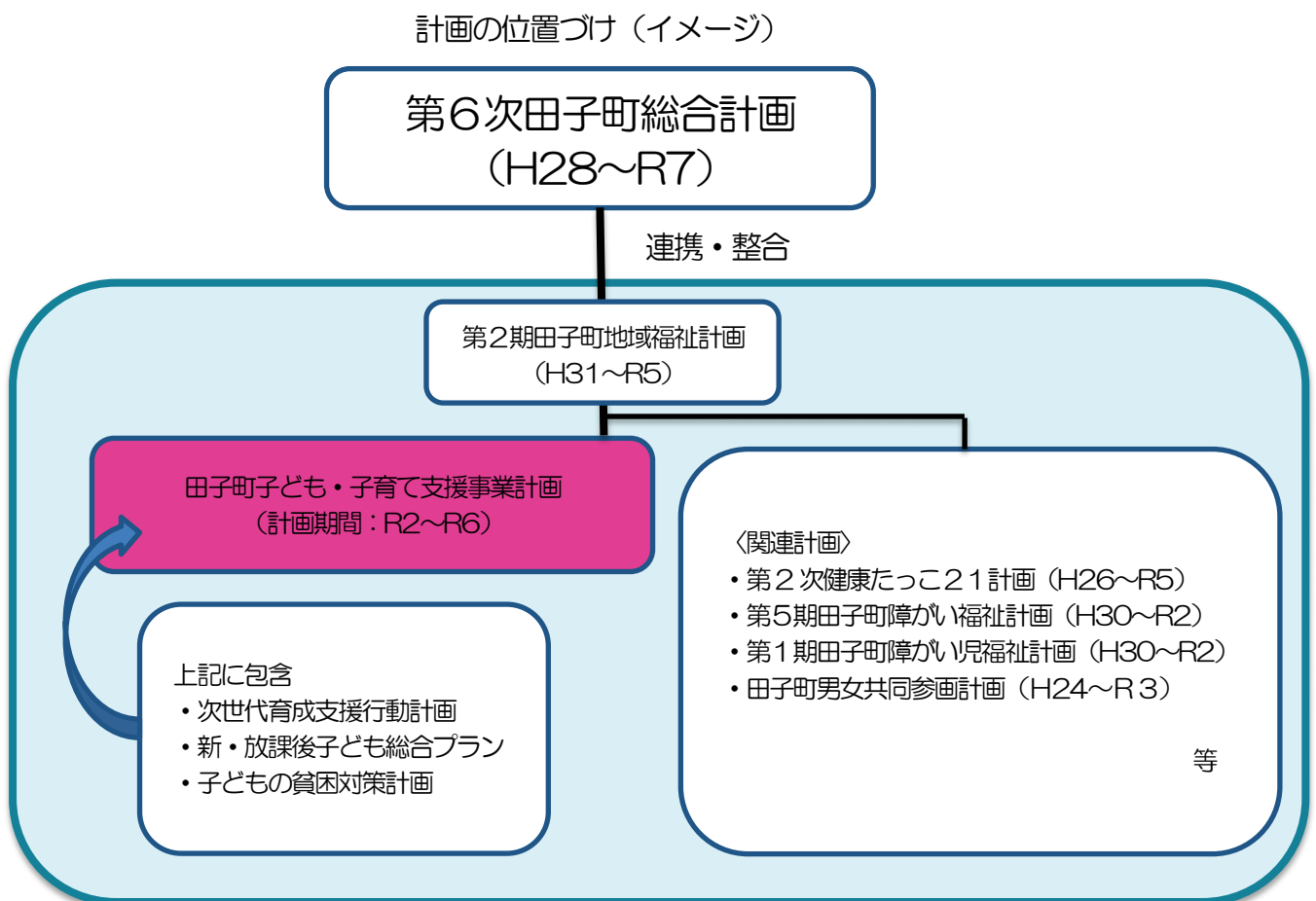
「子ども・子育て支援法」では、区市町村は、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することになっています。さらに、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備に向け、「次世代育成支援対策推進法」が令和7年3月31日まで延長されることとなりました。これにより、当町においては、前期「田子町子ども・子育て支援計画」を踏襲するとともに、子どもや子育ての関連法の改正等を踏まえて、令和2年度から令和6年度の5か年を計画期間とした、「第二期田子町子ども・子育て支援計画」（以下、本計画という）を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく計画として策定し、田子町に住むすべての子どもと子育て家庭に関わる施策の方向性を定めたものです。

策定にあたっては、これまで進めてきた「次世代育成支援対策行動計画」における取組みについて包括するとともに、子ども子育て家庭に関わる施策を踏まえて、同時に様々な分野の取組みを総合的かつ計画的に進めるために、町の最上位計画である「第6次田子町総合計画」や関連計画と連携・整合を図るとともに、今後策定される予定の計画についても、可能な限り整合を図りながら計画を策定します。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるように、柔軟に施策を展開します。



3. 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、自治体は令和2年度から5年を1期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

計画名称	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
田子町総合計画				(第6次計画)					
田子町子ども・子育て支援事業計画	---	→	→	→	→	→	→		
田子町次世代育成支援行動計画	---	→	→	→	→	→	→		

4. 計画の対象

田子町に住む概ね18歳までの子ども、その家族、地域及び事業主を対象とします。

ただし、施策の内容によっては、必要に応じて対象年齢に幅を持たせることとします。

5. 計画の策定体制

(1) ニーズ調査の実施

子育て中の家庭の現状とニーズを把握するとともに、就学前児童及び小学生の保護者に対して生活実態や要望・意見などを的確に反映した計画とするため、「子育てしやすい環境づくりを進めるためのアンケート調査」を令和元年度に実施しました。

(2) 「田子町保健医療福祉推進協議会」での審議

本計画への子育て当事者等の意見を反映するとともに、当町における子ども・子育て支援施策及び子育て家庭の実情を踏まえた計画、さらには、地域福祉計画等他の計画との整合性を図るため、町民、事業主、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「田子町保健医療福祉推進協議会」において、計画の内容について審議しました。

また、協議会の下部組織として子ども・子育て支援専門部会を設置し、新制度における施設、事業の認可基準や給付にかかる確認基準や、地域子ども・子育て支援事業の実施について、具体的な検討を行い、計画策定に関する意見、提言をいただきました。



ニーズ調査の結果をこれからの様々な事業に反映します

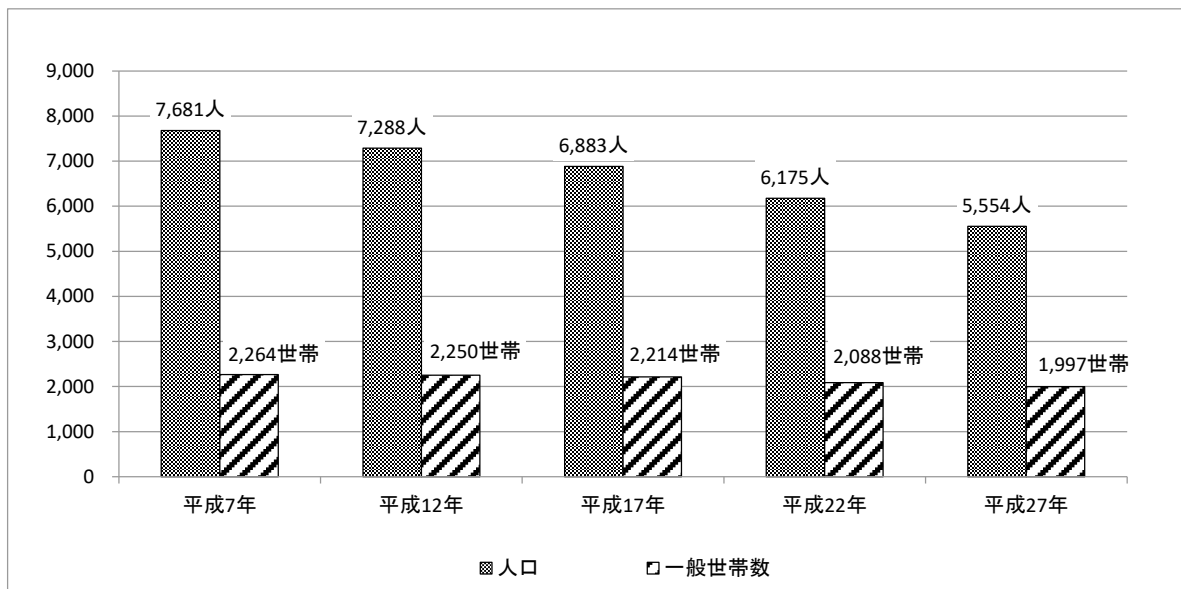
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1. 子ども人口の現状等

(1) 人口及び世帯数の推移

町の人口は、平成 27 年 10 月 1 日現在 5,554 人となっており、平成 7 年から減少傾向が続いています。世帯数は、平成 27 年 10 月 1 日現在 1,997 世帯となっており、平成 7 年以降は減少傾向となっています。

図表 1 人口及び世帯数の推移（単位：人、世帯）



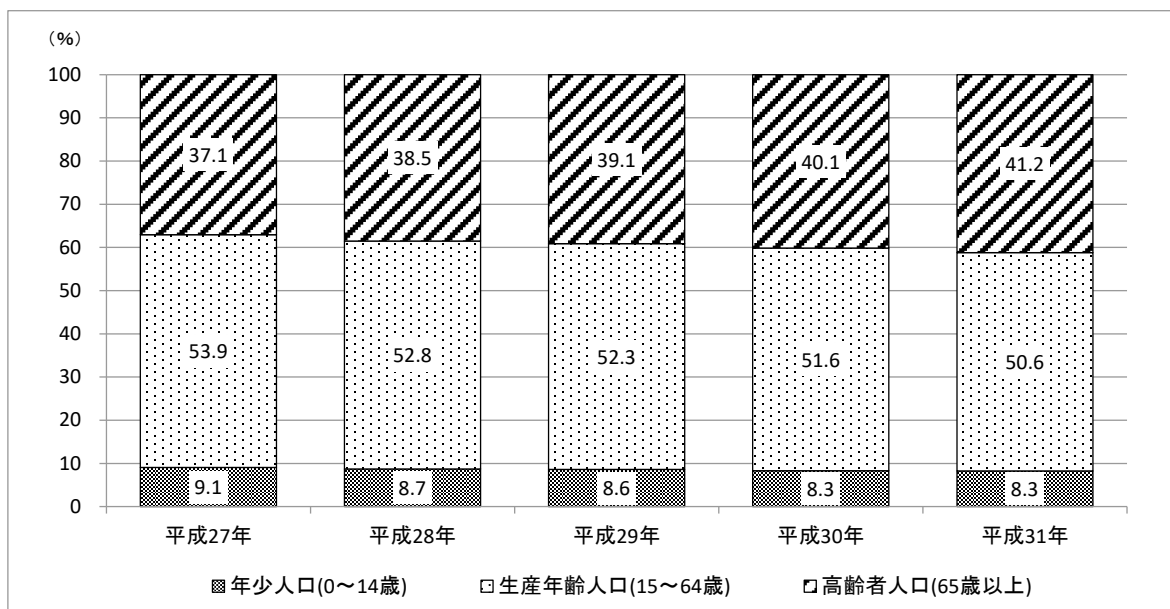
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口	7,681人	7,288人	6,883人	6,175人	5,554人
一般世帯数	2,264世帯	2,250世帯	2,214世帯	2,088世帯	1,997世帯

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(2) 年齢3区分別人口の推移

人口を年齢3区分別にみると、平成31年4月1日現在、年少人口（0～14歳）は454人（8.3%）となっており、平成27年と比べると98人の減少となっています。

図表2 年齢3区分別人口の推移（単位：%）



	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
年少人口(0～14歳)	552	517	496	466	454
	9.1%	8.7%	8.6%	8.3%	8.3%
生産年齢人口(15～64歳)	3,274	3,131	3,016	2,896	2,780
	53.9%	52.8%	52.3%	51.6%	50.6%
高齢者人口(65歳以上)	2,252	2,284	2,257	2,255	2,265
	37.1%	38.5%	39.1%	40.1%	41.2%
総人口	6,078	5,932	5,769	5,617	5,499

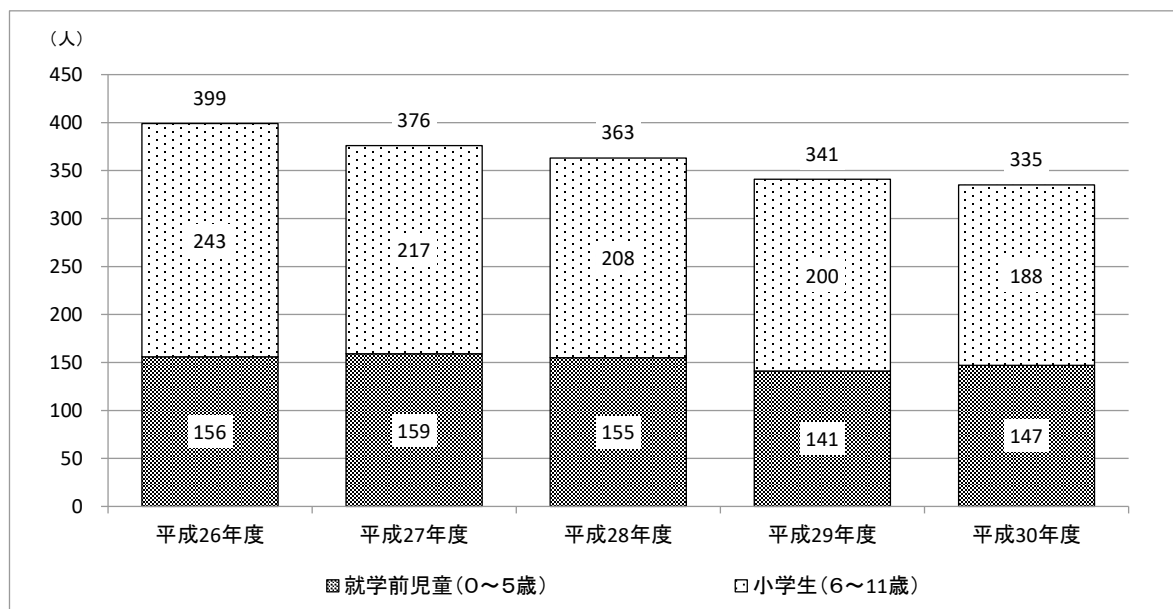
資料：住民基本台帳 各年4月1日現在



(3) 児童数の推移

児童数（0～11歳）は、平成31年4月1日現在、335人となっており、平成27年と比べると64人減少しており、就学前児童（0～5歳）、小学生（6～11歳）ともに減少となっています。

図表3 0～11歳人口の推移（単位：人）



		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	27→31の差
就学前児童	0歳児	24	27	25	18	23	-1
	1歳児	21	24	27	24	20	-1
	2歳児	24	22	25	27	26	2
	3歳児	33	24	23	26	26	-7
	4歳児	29	32	23	23	29	0
	5歳児	25	30	32	23	23	-2
	小計	156	159	155	141	147	-9
小学生	6歳	35	26	32	32	24	-11
	7歳	34	33	26	32	34	0
	8歳	48	34	33	25	36	-12
	9歳	40	46	33	32	25	-15
	10歳	39	40	45	34	35	-4
	11歳	47	38	39	45	34	-13
	小計	243	217	208	200	188	-55
合計	399	376	363	341	335	-64	

資料：住民基本台帳 各年4月1日現在

(4) 世帯構成

一般世帯数は、平成 27 年が 1,997 世帯と減少傾向にあります。これを世帯構成別にみると、4 区分のうち「その他の親族世帯」が減少する一方、平成 22 年から平成 27 年にかけては、「核家族」、「非親族世帯」、「単独世帯」は増加しています。また、核家族世帯については、「夫婦と子供から成る世帯」が減少する一方、「男親と子供から成る世帯」と「女親と子供から成る世帯」のひとり親世帯が増加しています。18 歳未満のいる世帯に限定すると、一般世帯数 374 世帯のうち「その他の親族世帯」が 59.6%、核家族世帯数が 40.4%となっています。

図表 4 世帯構成の状況

	全体				18歳未満のいる世帯	
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成22年	平成27年
一般世帯	2,250	2,214	2,088	1,997	475	374
核家族世帯数	1,015	1,000	959	965	174	151
	45.1%	45.2%	45.9%	48.3%	36.6%	40.4%
夫婦のみの世帯	406	407	382	387		
	18.0%	18.4%	18.3%	19.4%		
夫婦と子供からなる世帯	412	366	336	325	131	114
	18.3%	16.5%	16.1%	16.3%	27.6%	30.5%
男親と子供からなる世帯	28	30	33	34	3	3
	1.2%	1.4%	1.6%	1.7%	0.6%	0.8%
女親と子供からなる世帯	169	197	202	219	40	34
	7.5%	8.9%	9.7%	11.0%	8.4%	9.1%
その他の親族世帯	819	761	659	533	297	223
	36.4%	34.4%	31.6%	26.7%	62.5%	59.6%
非家族世帯	6	4	9	1		
	0.3%	0.2%	0.4%	0.1%		
単独世帯	410	449	464	498	4	
	18.2%	20.3%	22.2%	24.9%	0.8%	

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(5) 子どものいる世帯

子どもがいる世帯の推移をみると、平成 27 年の 6 歳未満親族のいる一般世帯数が 116 世帯、18 歳未満親族のいる一般世帯数が 374 世帯となっており、いずれも減少傾向となっています。

図表 5 子どものいる世帯の状況

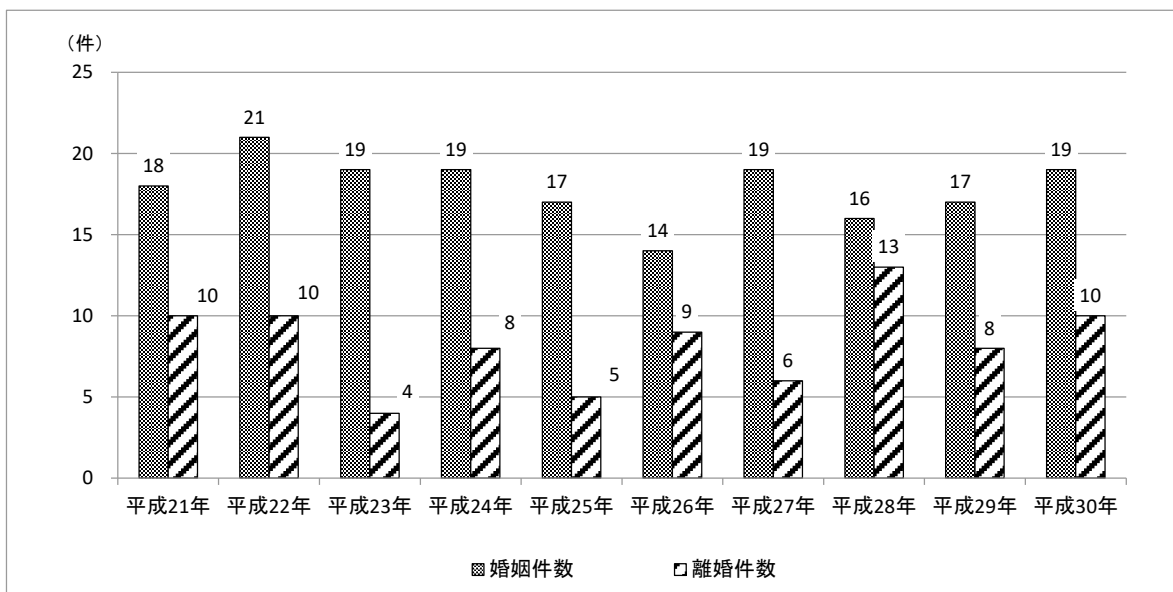
区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	2,250	2,214	2,088	1,997
6歳未満親族のいる一般世帯数	243	203	151	116
	10.8%	9.2%	7.2%	5.8%
18歳未満親族のいる一般世帯数	696	588	475	374
	30.9%	26.6%	22.7%	18.7%

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(6) 婚姻動向

近年の婚姻件数は年間 20 件以内で、離婚件数については年間 10 件前後でそれぞれ推移しています。

図表 6 婚姻動向 (単位: 件)



	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年
婚姻件数	18	21	19	19	17	14	19	16	17	19
離婚件数	10	10	4	8	5	9	6	13	8	10

資料: 人口動態統計



町で実施している結婚祝い金贈呈式の模様

(7) 未婚率

15～49歳の未婚率は、平成27年で男性58.4%、女性42.1%となっており、平成22年から上昇しています。

また、当町の男性の平成27年をみると、ほとんどの階級で県平均及び全国平均を上回っています。女性については、15～49歳の未婚率が4割を超えており、県平均、全国平均に近づいています。

図表7 当町の15～49歳男女別未婚率(単位：%)

	当町				県平均		全国平均	
	男性		女性		男性	女性	男性	女性
	平成22年	平成27年	平成22年	平成27年				
15～19歳	98.2%	100.0%	99.2%	99.0%	99.0%	98.5%	98.6%	98.6%
20～24歳	96.3%	89.7%	81.6%	85.7%	90.5%	87.4%	90.5%	88.0%
25～29歳	71.3%	77.0%	45.9%	58.0%	70.4%	57.2%	68.3%	58.8%
30～34歳	58.7%	61.3%	31.7%	40.6%	49.1%	35.0%	44.7%	33.6%
35～39歳	35.0%	50.0%	16.0%	25.7%	37.1%	24.9%	33.7%	23.3%
40～44歳	33.6%	34.6%	16.0%	14.5%	31.6%	19.8%	29.0%	19.0%
45～49歳	31.4%	31.6%	8.1%	15.8%	27.1%	16.2%	25.1%	15.9%
合計	55.2%	58.4%	37.3%	42.1%	53.8%	43.1%	51.2%	42.9%

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(8) 人口動態

自然動態は、出生数、死亡数ともに、ほぼ横ばいで推移しています。社会動態については、転入と転出の差が年々小さくなっています。

図表8 人口動態(単位：人)

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
自然動態	出生	24	26	25	19	26
	死亡	127	103	132	122	111
	自然増減	-103	-77	-107	-103	-85
社会動態	転入	111	81	98	92	106
	転出	180	154	155	142	139
	社会増減	-69	-73	-57	-50	-33

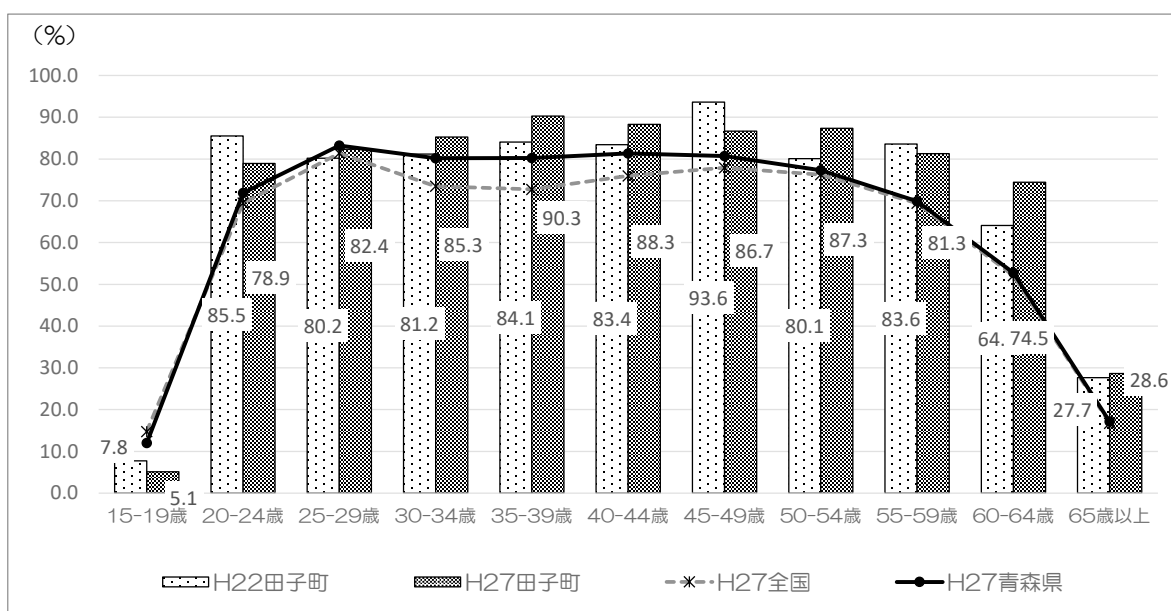
資料：住民基本台帳年報

(9) 女性の労働力率

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを脱却し、25歳～59歳まで80%以上と、ほぼフラットな状態になっています。

青森県、全国と比較すると、全国では未だM字カーブを描いていますが、青森県もほぼフラットな状態になっており、当町は県以上の労働力率となっています。

図表9 女性の労働力率（単位：％）



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

2. 教育・保育施設の利用の状況

(1) 教育・保育施設在籍者数と在宅児数

教育・保育施設在籍者数と在宅児数は減少しています。平成 30 年度と平成 26 年度比較すると、合計で 9 人が減少しています。在籍者数が 12 人減少し、在宅児数が 3 人増加しています。

図表 10 教育・保育施設在籍者数と在宅児数 (単位：人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
教育・保育施設在籍者数	152	134	149	146	140
在宅児数	4	25	11	5	7
合計	156	159	160	151	147

資料：庁内資料

(2) 各歳児別幼稚園・保育園在籍者数の推移

保育園の 3 歳児未満児の在籍者数はほぼ横ばいで推移しており、3 歳児以上の幼稚園・保育園の在籍者数は、平成 28 年度以降やや減少傾向となっています。

図表 11 幼稚園・保育園在籍者数 (単位：人)

歳児	施設	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
0 歳児	保育園	22	20	25	22	21
1 歳児	保育園	18	17	21	25	24
2 歳児	保育園	25	18	19	21	23
3 歳児	幼稚園	4	6	3	3	3
	保育園	25	23	20	20	23
4 歳児	幼稚園	4	3	7	4	3
	保育園	20	24	25	19	20
5 歳児	幼稚園	5	4	3	7	5
	保育園	27	19	26	25	18
合計	幼稚園	13	13	13	14	11
	保育園	137	121	136	132	129

資料：庁内資料

第3章 子育て環境の課題

1. 子ども・子育て支援ニーズ調査の結果

(1) 調査の目的

本計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、住民のみなさんの教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握することを目的に実施しました。

(2) 調査対象

- ①就学前の子どもの保護者：165名
- ②小学1年生から6年生までの子どもの保護者：188名

(3) 調査期間・方法

- ・令和元年8月～9月
- ・郵送による配付・回収及び学校・保育園・幼稚園を通じた配付・回収

(4) 回収状況

調査種別	配付数	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	165票	128票	77.6%
小学生児童の保護者	188票	180票	95.7%

(5) 調査結果概要

■就学前児童調査

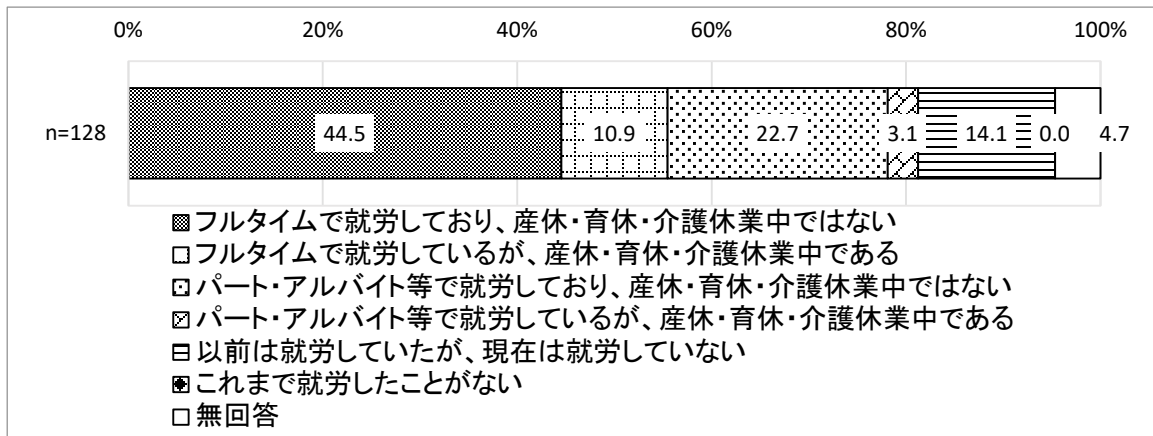
①保護者の就労状況

就労状況をみると、母親では「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（44.5%）が最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（22.7%）となっています。

父親では「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が81.3%と8割以上となっています。

Q 保護者の現在の就労状況(自営業、家族従事者含む)をうかがいます。

(母親)

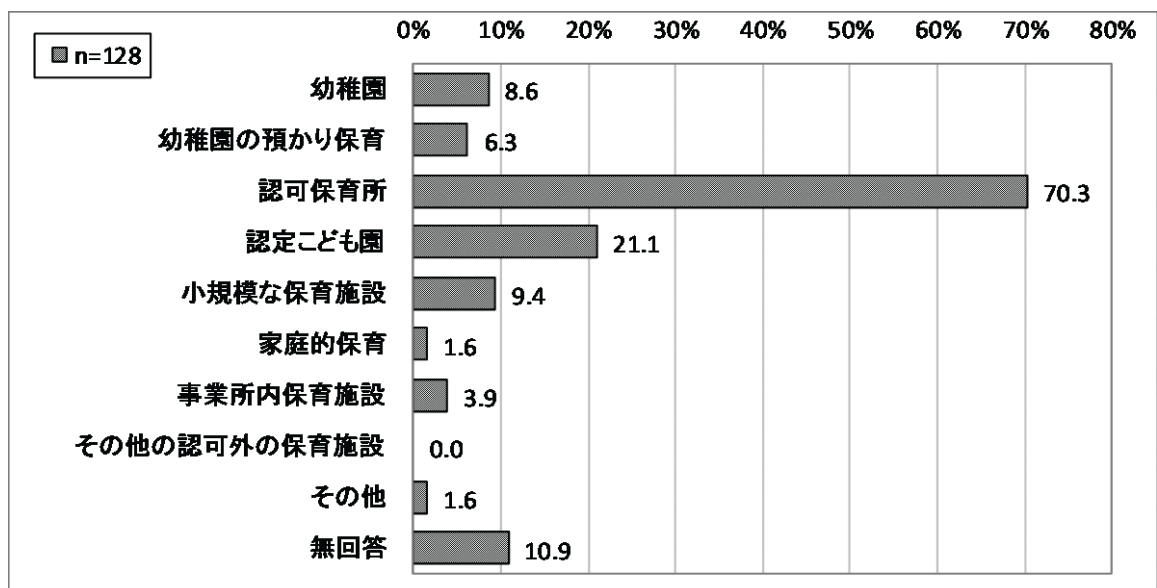


② 平日の定期的な教育・保育事業

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況を見ると、「利用している」が84.4%と8割以上になっています。

平日に利用したい定期的な教育・保育事業を見ると、「認可保育所」(70.3%)が7割以上を占めて最も多くなっています。次いで「認定こども園」(21.1%)、「小規模な保育施設」(9.4%)が続いています。

Q 現在、利用している、利用していないにかかわらず、平日(月曜日～金曜日)に、子どもに「定期的」に利用させたい、あるいは保護者が「定期的」に利用したいと考える施設やサービスをお答えください。

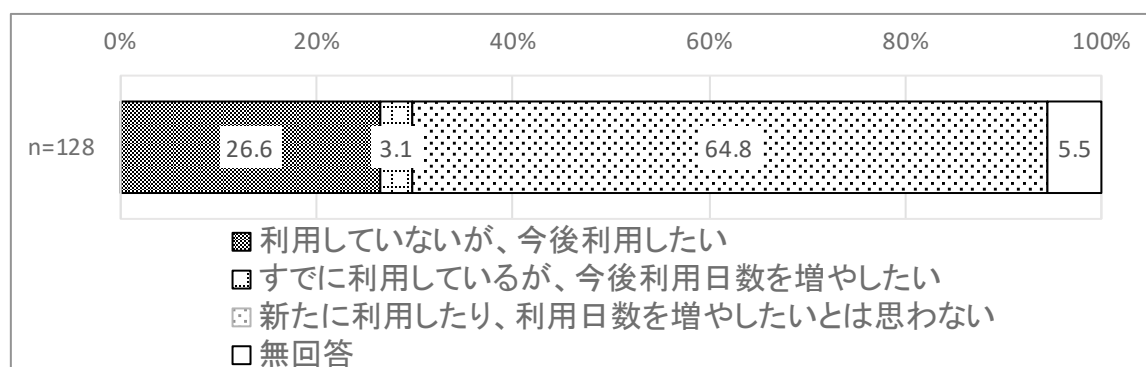


③地域子育て支援拠点事業の利用状況

地域子育て支援拠点事業の子育てサロン等の利用状況を見ると、「利用していない」が93.8%と9割以上になっています。「地域子育て支援拠点事業」を利用しているとした方は1.6%となっています。

地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向を見ると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が64.8%と6割以上になっています。「利用していないが、今後利用したい」との回答は26.6%となっています。

Q 地域子育て支援拠点事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いませんか。



④土曜・休日の教育・保育事業の利用希望

子どもの土曜の定期的な教育・保育事業の利用希望を見ると、「ほぼ毎週利用したい」が70.3%と7割を占めています。「月に1～2回は利用したい」は19.5%となっています。日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望を見ると、「利用する必要はない」が53.1%と半数以上を占めており、「月に1～2回は利用したい」が36.7%となっています。

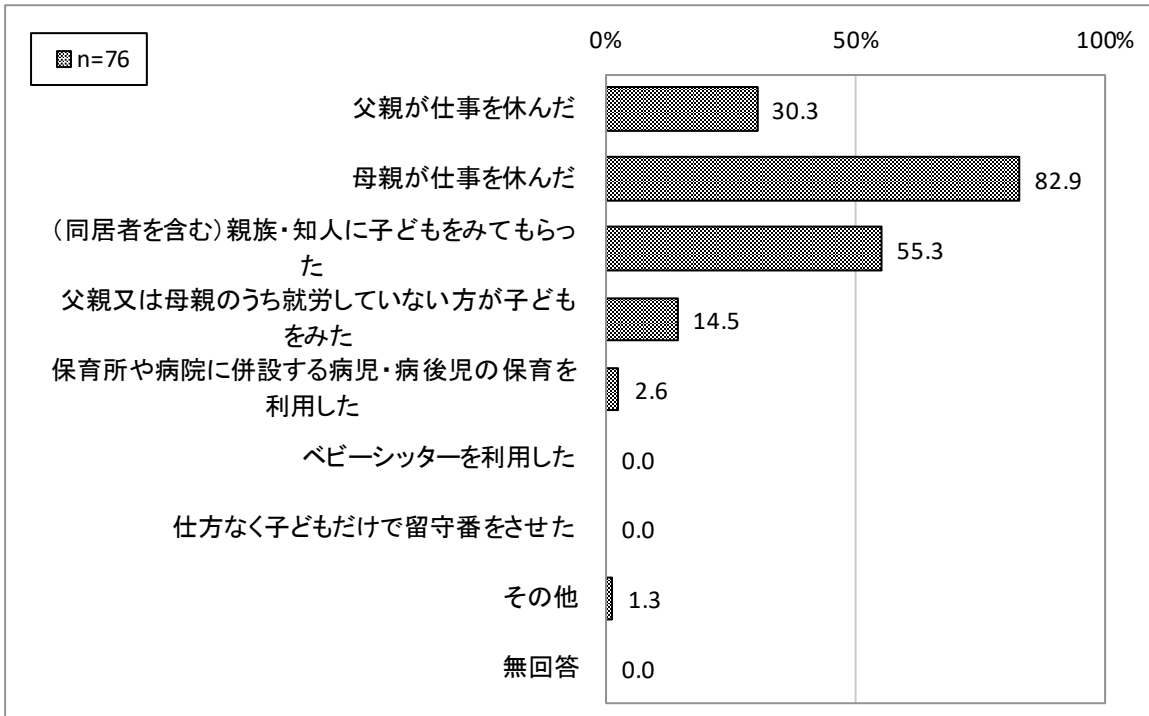
⑤病気やケガの際の対応

子どもの病気やケガで普段の教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法をみると、「母親が仕事を休んだ」(82.9%)が8割以上で最も多くを占めています。次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」(55.3%)、「父親が仕事を休んだ」(30.3%)と続いています。

子どもの病気やケガで普段の教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法で、「母親が休んだ」か「父親が休んだ」と回答した方の病児・病後児

のための保育施設等の利用意向をみると、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」が47.4%、「利用したいとは思わない」は43.4%となっています。

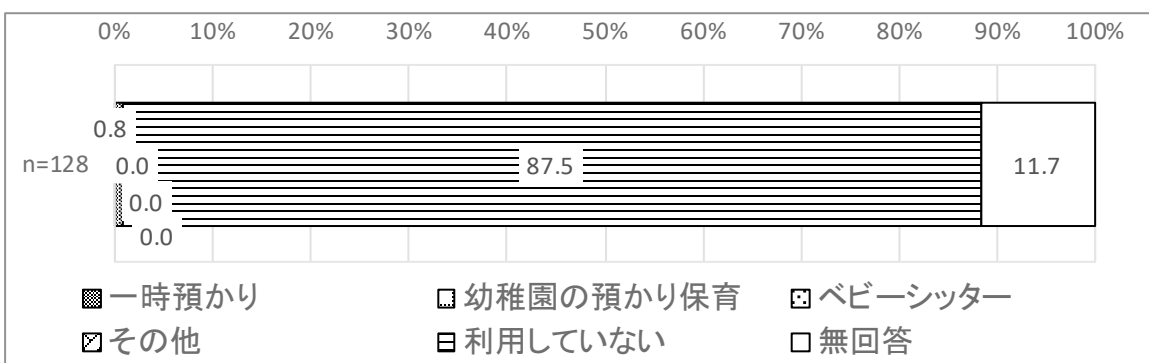
Q この1年間で、子どもが病気やケガで、幼稚園や保育所等の施設やサービスが利用できなかった場合の対処方法とその日数は何日くらいですか。



⑥ 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

私用や親の通院、不定期的な仕事等の理由で不定期的に利用している事業をみると、「利用していない」が87.5%と多数を占めています。利用している事業では、「一時預かり」が0.8%となっています。

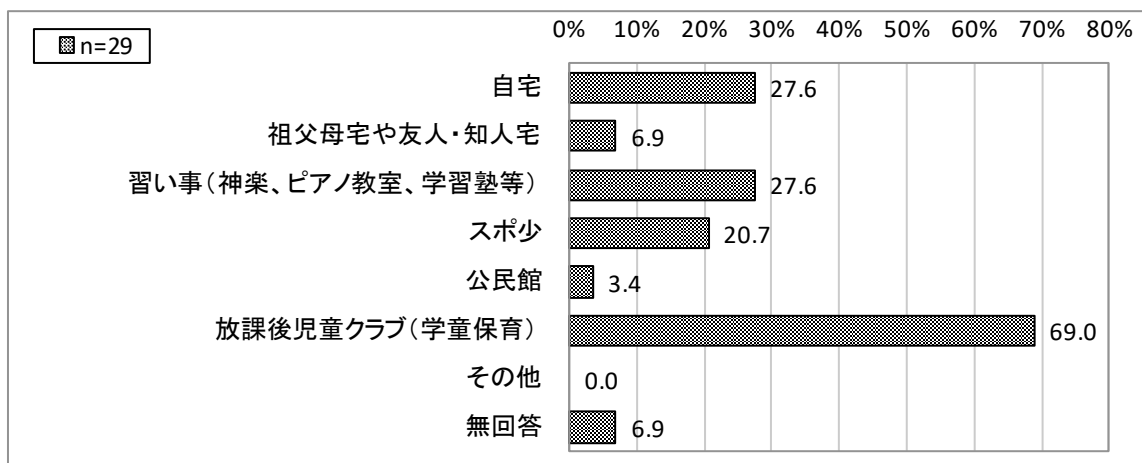
Q 私用、親の通院、不定期的な仕事等を理由として、子どもが「不定期」に利用している施設やサービスはありますか。



⑦小学校就学後の放課後の過ごし方

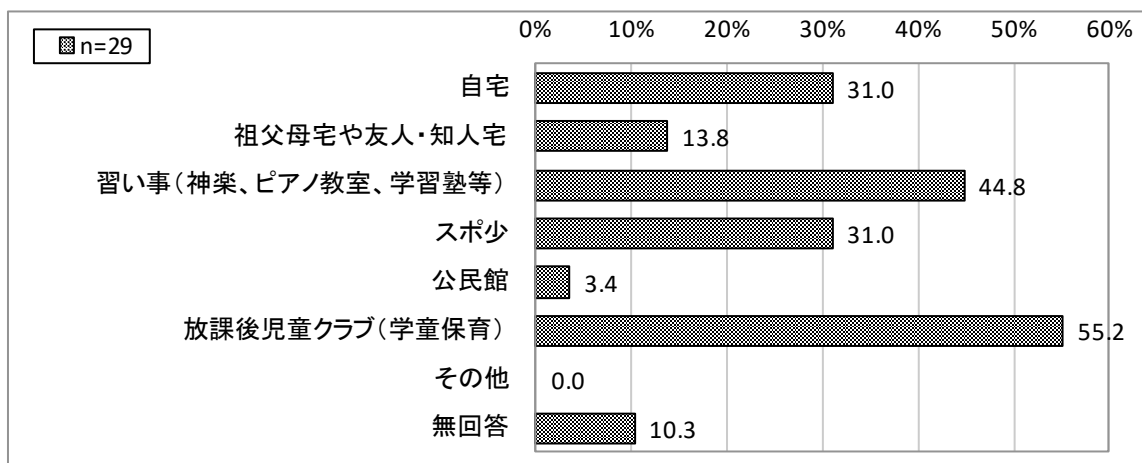
5歳以上の子どもの保護者に放課後の過ごし方の希望をみると、低学年の間では「放課後児童クラブ（学童保育）」が69.0%と最も多く、次いで「自宅」と「習い事」が27.6%となっています。

Q 小学校低学年(1～3年生)のうちは、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。



5歳以上の子どもの保護者に放課後の過ごし方の希望をみると、高学年では、「放課後児童クラブ（学童保育）」が55.2%と最も多く、次いで「習い事」が44.8%となっています。

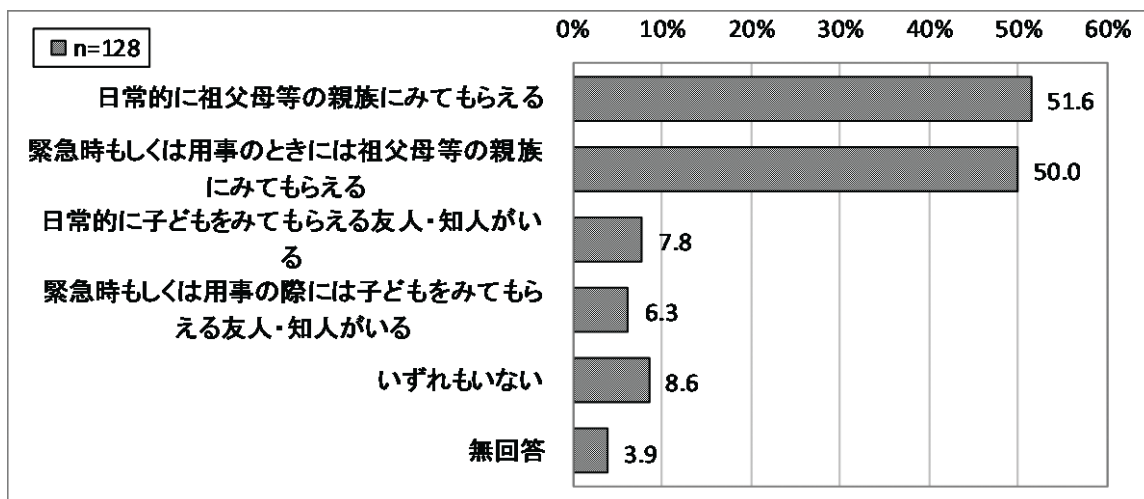
Q 小学校高学年(4～6年生)になったら、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。



⑧日頃、子どもの面倒をみてもらえる人

日頃、子どもの面倒をみてもらえる人については、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が51.6%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が50.0%となっています。「いずれもない」との回答は8.6%となっています。

Q 日頃、子どもの面倒をみてもらえる人はいますか。

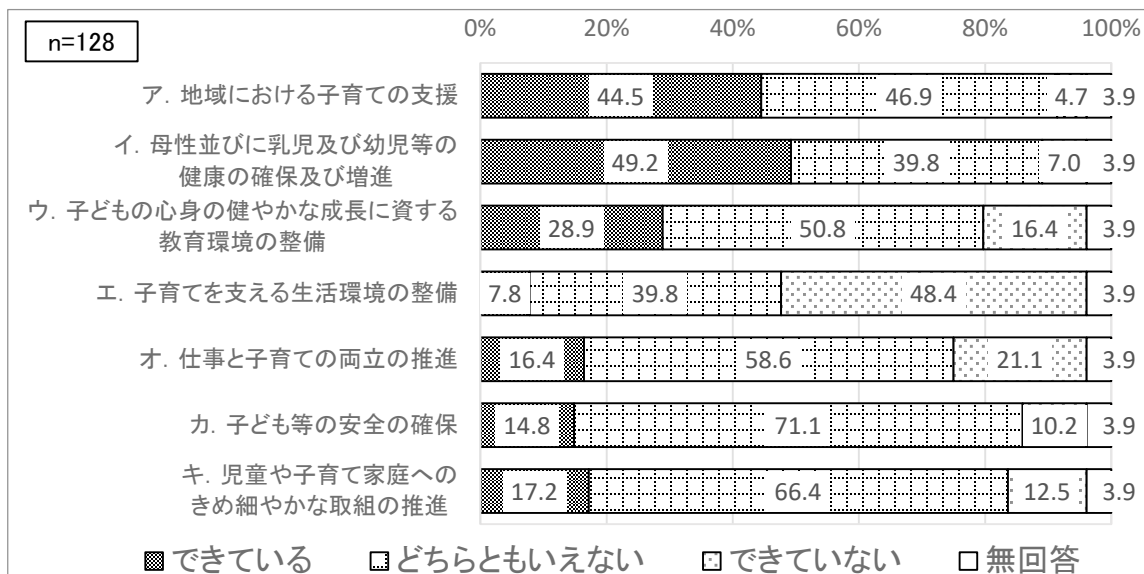


⑨町の子育て支援の取組分野（現状評価）

町の子育て支援の取組分野の現状評価をみると、「できている」との評価が最も高かったのは“イ. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進”で49.2%と5割近くになっています。

逆に「できていない」との評価が高かったのは、“エ. 子育てを支える生活環境の整備”で48.4%と5割近くになっています。

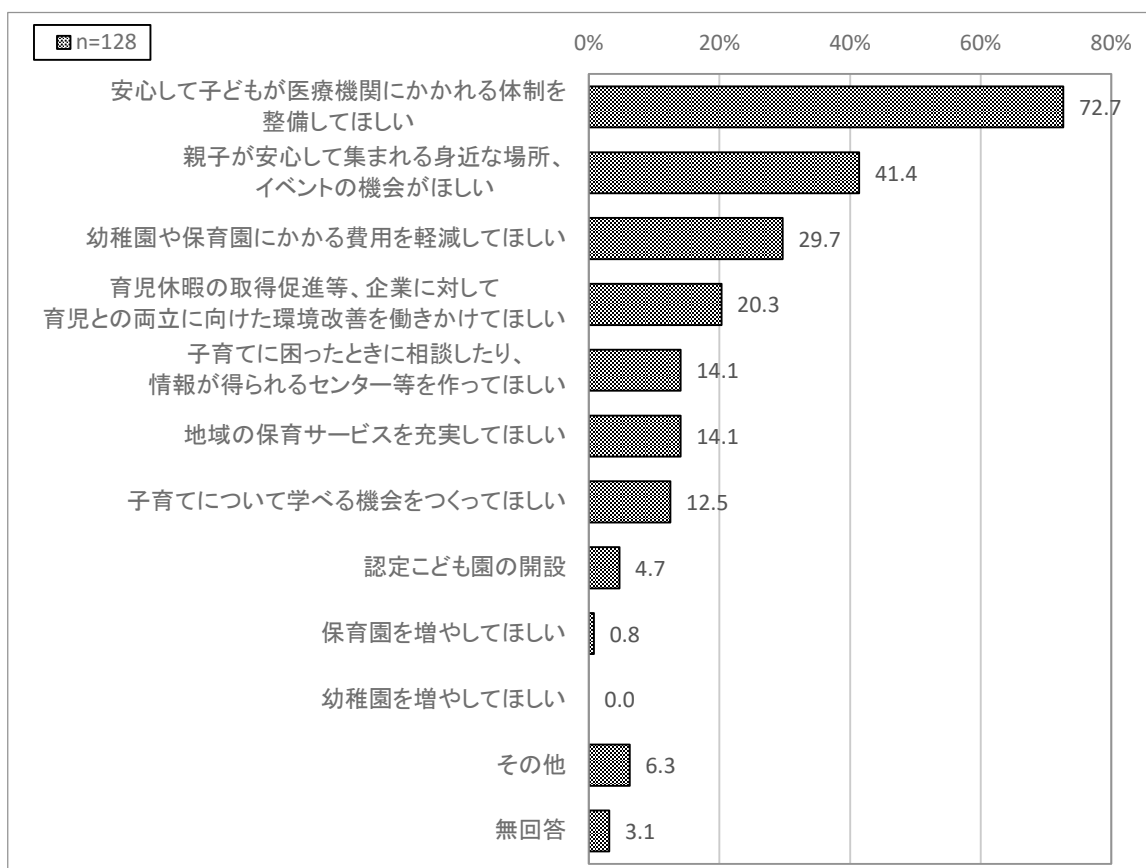
Q 子育て支援の取組分野について、あなたの考えに最も近いものを選んでください。



⑩町の子育て支援について特に期待すること

当町の子育て支援について特に期待することとしては、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が72.7%で最も多くなっています。次いで「親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会がほしい」(41.4%)、「幼稚園や保育園にかかる費用を軽減してほしい」(29.7%)、「育児休暇の取得促進等、企業に対して育児との両立に向けた環境改善を働きかけてほしい」(20.3%)となっています。

Q 町の子育て支援について特に期待することは何ですか。



■小学生児童調査

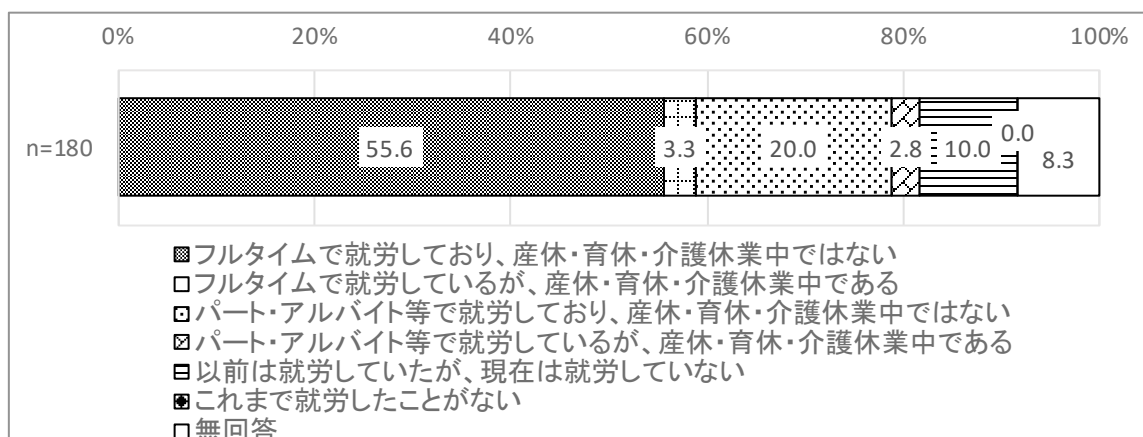
①保護者の就労状況

子どもの保護者の就労状況をみると、母親では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(55.6%)、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(20.0%)となっています。

父親では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が85.6%と8割以上になっています。

Q 保護者の現在の就労状況(自営業、家族従事者含む)をうかがいます。

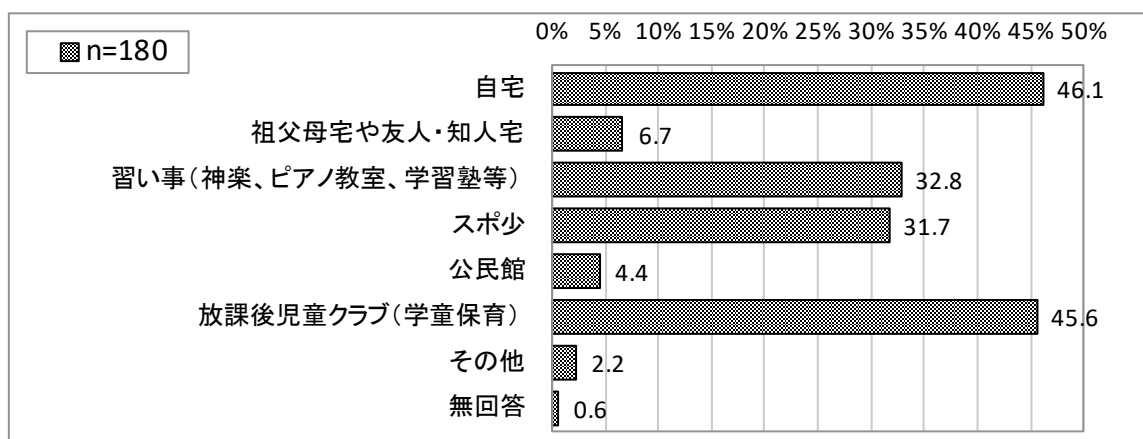
(母親)



②放課後の過ごし方

子どもが放課後過ごす場所の希望をみると、「自宅」が46.1%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ(学童保育)」45.6%、「習い事」(32.8%)「スポ少」(31.7%)となっています。

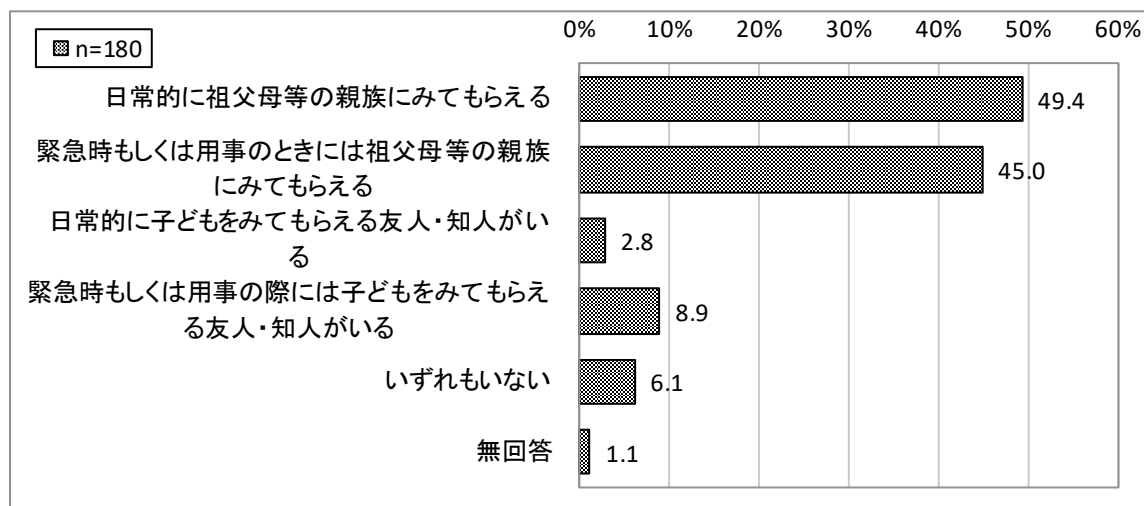
Q 放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。



③日頃、子どもの面倒をみてもらえる人

日頃、子どもの面倒をみてもらえる人については、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が49.4%、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が45.0%となっています。「いずれもない」との回答は6.1%となっています。

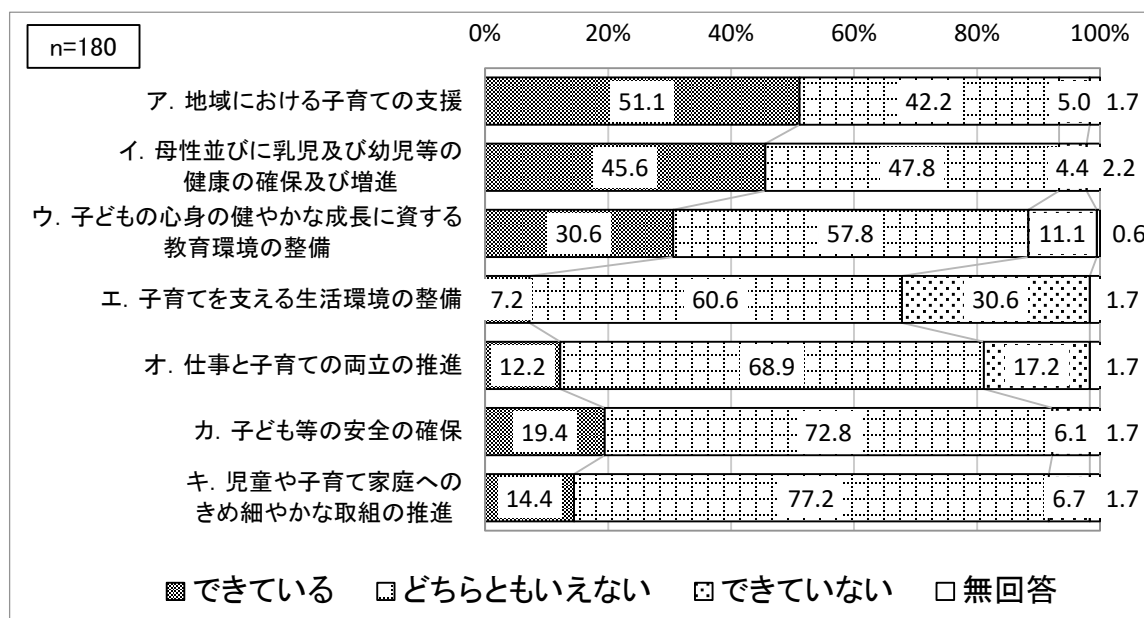
Q 日頃、子どもの面倒をみてもらえる人はいますか。



④町の子育て支援の取組分野（現状評価）

当町の子育て支援の取組分野の現状評価をみると、「できている」との評価が最も高かったのは、“ア. 地域における子育ての支援”で51.1%と半数を超えています。逆に「できていない」との評価が高かったのは、“エ. 子育てを支える生活環境の整備”で30.6%となっています。

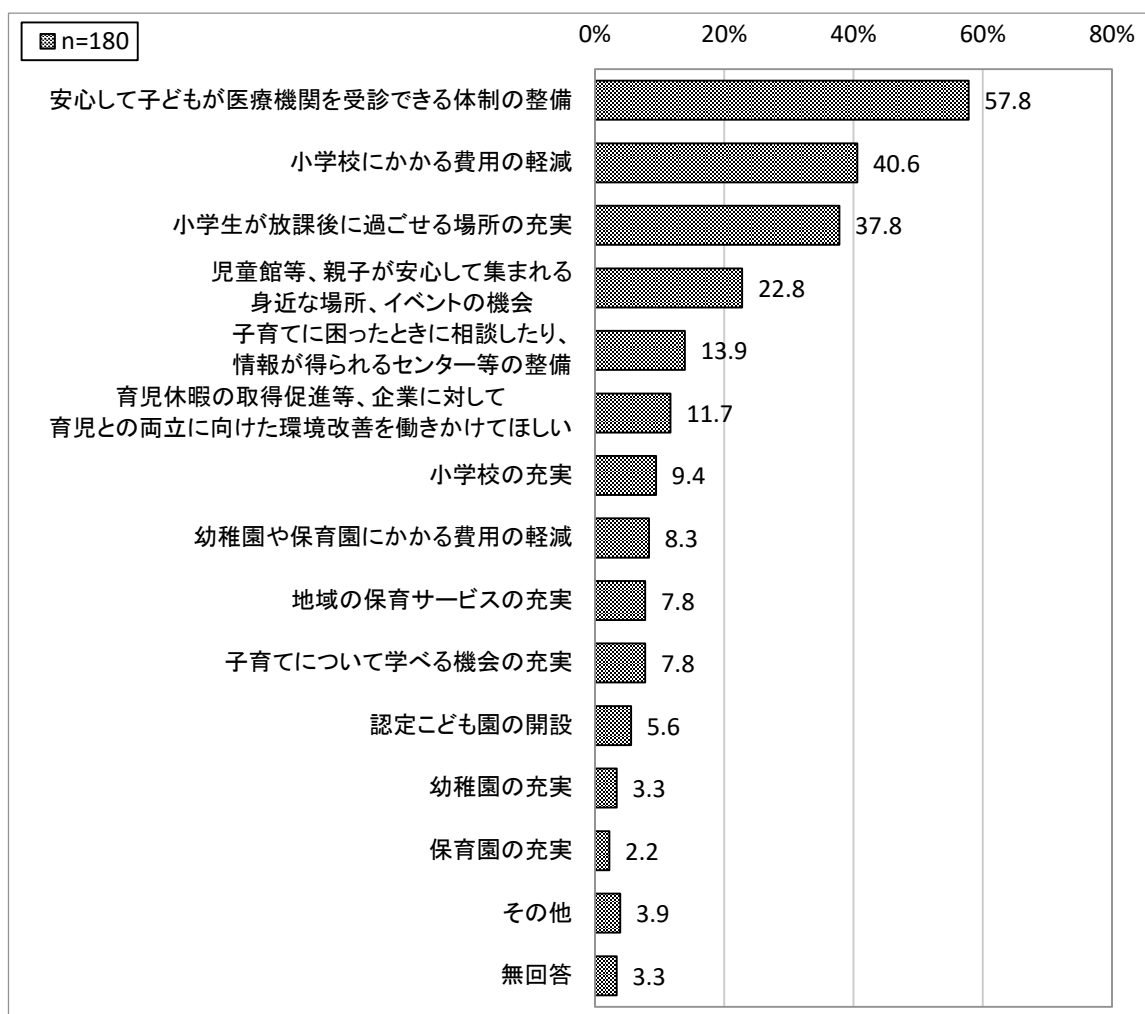
Q 町の子育て支援の取組分野について、あなたの考えに最も近いものを選んでください。



⑤町の子育て支援について特に期待すること

これまでの子育て経験を踏まえ、当町の子育て支援について充実すべきこととしては、「安心して子どもが医療機関を受診できる体制の整備」が57.8%と最も多くなっています。次いで「小学校にかかる費用の軽減」(40.6%)、「小学生が放課後に過ごせる場所の充実」(37.8%)、「児童館等、親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会」(22.8%)と続いています。

Q 町の子育て支援について特に期待することは何ですか。



2. 第1期計画の進捗状況

【施策目標1】 保育園・学校等を中心とした子どもの健やかな成長を支援する体制づくり

「子ども達の居場所づくり」については、保育園・幼稚園での待機児童はなく、学童保育においても申請者全員が利用しています。「特色ある教育環境づくり」についても、教育・文化・スポーツや地域イベント等で積極的な取り組みが行われており、多くの児童が参加しています。

今後に向けては、幼稚園でも保育時間延長や長期休暇期間中の預かりが課題となってくるため、対応を検討していくことが必要になります。また、学童保育では、清水頭小学校児童の利用において送迎体制が課題となっているため、課題解消に向けた取り組みが重要となります。

【施策目標2】 子育てをするすべての家庭が、気軽に相談やサービスを利用できる仕組みづくり

「相談・情報提供や親達が交流できる場づくり」については、乳幼児健診・予防接種・産婦訪問などの様々な機会に相談や情報提供を実施しており、保護者参観日等において保健師からの助言を行い、全学年に個別面談を実施しています。「母子の健康と子どもの健やかな成長」については、子どもの成長に応じた健診では100%受診されており、小学校6年生から中学校3年生までの児童・生徒の若年生活習慣病予防検診受診率及び事後指導の実施率が100%近くとなっています。

今後に向けては、各種相談について、事業機会での相談で限定的であるため、いつでも相談できるタイムリーな相談体制の確保が課題となります。また、小学低学年で肥満になる児童が多く、食育の推進とともに保護者の生活習慣の改善の啓発・実践に向けた取り組みが課題となっています。

【施策目標3】 子育てをしながらも多様な生活を選択できる環境づくり

父親の育児参加を目的とした取り組みを実施してきましたが、参加者が少ないなど子育て教室の実施が難しく、今後に向けては、民間企業等に向けた取り組み、子どものときからの啓発活動等、取り組みの幅を広げた活動が課題となってきます。

【施策目標4】 地域も家庭も相互に協力し合えるまちづくりの推進

「見守り・支える子育て支援」については、子育てサロン事業において、親子で出かける場所があること、ゆっくりとした時間を過ごせてリフレッシュできることが事業の大きな役割となっており、親同士のつながりができるなどの成果がみられました。「ともに支えあう協力体制づくり」については、母子家庭の自立支援において、自立支援に向けた情報提供をし、就業能力の向上がみられました。また、療育・就学相談では、三戸町・田子町二町関係者合同による教育支援委員会を年5回程度開催し、児童の適正な就学につなげています。

今後に向けては、子育てサロンにおいての、利用時間や週末及び長期休暇中の実施が課題となっています。また、子育て支援者の育成が課題となっているため、各団体の協力を得て、地域行事など子どもが参加できる機会を増やし、地域の見守りにつなげていくことが重要になります。

【施策目標5】 安心・安全な子育て環境づくり

「安心して育てられる環境づくり」については、防犯灯の設置、雪道の安全確保、スクールバス（コミュニティバス）の運行等は計画的に実施されています。環境美化においては、クリーンアップ作戦に自治会・町内会に加え町建設業協会が協力し実施しています。町内小学校4年生を対象（複式学級は3・4年）に青森県境産業廃棄物不法投棄現場での環境学習を実施しており、町の自然環境を考えるよい機会となっています。「子どもを守る“地域力”の向上」については、交通安全の取組みや防犯への取組みは計画通り実施されています。

今後に向けては、公園施設の老朽化に伴う遊具等の点検・修繕、交通安全ボランティアや防犯活動ボランティアなどの人員の確保が課題となっています。

3. 子ども・子育ての課題

●少子高齢化への対応

当町では、人口と世帯数の減少、年少人口と生産年齢人口の減少及び高齢化が続いており、今後もこうした傾向が続くことが予想されています。そのため、子どもの人口も減少が続くと見込まれます。また、ひとり親世帯が増加してきており、子ども・子育てに対するニーズはこれまで以上に重要となり、さらに多様化していくものと考えられます。

こうした状況を踏まえ、多様なニーズに応えられる子育て支援体制を構築し、行政及び関係機関・団体、事業者等との連携強化に努めていくことが重要になります。

●子育てを支える生活環境の整備

アンケート調査では、当町の取組みとして、「母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進」「地域における子育ての支援」の評価は高くなっていますが、「子育てを支える生活環境の整備」については現状の評価が低く、“できていない”との回答が就学前児童で5割近く、小学生児童で3割になっています。

そのため、生活環境全般にわたるきめ細かな取組みが必要であり、まちづくりの取組みと連携した計画の推進が求められます。

●女性の労働力率向上にともなう保育・教育環境の整備・充実

当町の女性の労働力率は高く、25歳～59歳までは8割以上の労働力率となっています。働く女性が増すことで、仕事をしながら子育てをしている母親も増加していると考えられるため、保育園・幼稚園等の利用時間の延長、長期休暇中の対応等が課題となります。

待機児童がなく、学童保育も申請者がすべて利用できている状況にあり、保育・教育環境は整っていますが、今後は、ライフスタイルの多様化等によってニーズが多様化することも考えられますので、利用者のニーズを適確にとらえた対応が重要になってきます。

●情報提供・相談体制の強化

サービス提供体制、保育・教育環境を整備しても、サービスの内容や利用に関する情報が必要な人に届いていなければ、子育て支援を推進していることにはなりません。新たに保護者となる方や毎年成長を遂げる子どもを抱え

る保護者に、適切な情報が届くように、様々な媒体や情報提供機会をとらえた活動を実施していくことが求められています。

また、子育てに関する相談も、いつでも、どこでも相談できるような窓口の整備が求められたため、関係各機関が連携をとりながら、相談体制の構築を進めていくことが重要になります。

●子育てしやすい就労環境づくりに向けた取組み

仕事と子育ての両立のために、男女共同参画意識の浸透を目的とした取組みが行われていますが、仕事と子育ての両立にあたっては、民間企業等での子育てしやすい就労環境の整備が重要になってきます。

生活全般にわたる子育て環境の整備の一つとしても、企業等への働きかけは重要であり、企業等への啓発活動等によって、地域全体で子育てを見守る意識啓発につながると考えられます。

そのため、民間企業等への情報提供、子育て支援への啓発活動などを実施・継続していくことで、就労環境の改善に結びつくよう取り組んでいくことが重要となります。



保育園など子育てしやすい環境づくりを進めています

第4章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本的な考え方

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づく事業計画と「次世代育成支援対策推進法」を合わせた当町の子ども・子育てに関する総合的な計画として策定します。

子ども・子育て関連3法に基づく、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育ての充実をめざし、当町における幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の各事業の見込み量や確保方策を定めています。

また、次世代育成支援対策推進法に基づき、次代を担う子どもの健全な育成を図るため、地域における子育てしやすい環境の整備等に向け、前計画を踏襲することとし、当町の子ども・子育てに関する現状を踏まえ、施策目標と個別目標を継続するとともに、新規事業等も含めて展開していきます。

2. 基本理念

人口減少、少子高齢化や核家族化の進展によって、子育て環境が大きく変化し、家庭で担うべき役割が限定的になることで、地域での“子育て力”への期待が増えています。子どもは、家族の一員として掛け替えのない存在であり、また、これからの社会を担う力として大切な存在となります。子ども一人ひとりが心身ともに健やかに育つことは親や家族をはじめ、すべての町民に共通する願いでもあり、子どもは地域みんなで育てる宝です。

子どもを生き育てたいという個人の夢や希望がかなうような社会を実現するために、行政、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしながら、社会全体で子ども・子育てを支援する新しい支え合いの取組みを進めていきます。

本計画では、前期の計画の基本理念を踏襲し、「子どもは宝 みんなで育てる たっこの未来」を基本理念とします。

子どもは宝 みんなで育てる
たっこの未来

3. 基本的な視点

前期計画の視点を踏襲し、本計画においては計画全体に関わる方向性として4つの視点を設定します。

(1) 子どもの育ちの視点

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすことを基本に、子どもの視点に立ち、乳幼児期的人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな成長が保障されるような取組みを進めます。

(2) 親としての育ちの視点

子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通して、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、子どものより良い育ちを実現することに他なりません。

そのために、地域住民と行政は、親の抱える様々な子育ての不安や負担の解消に努め、親としての自覚と責任を高め、心豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるように、子育てを応援します。また、親の役割の大切さや子育てについて学ぶ機会づくりを進めます。

(3) 地域での支え合いの視点

社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

子どもの成長にとってより良い環境づくりのためには、地域全体で子どもや子育てを見守り支えることが必要であり、地域ぐるみで子育て支援を進めます。

(4) 子育て環境の充実の視点

子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、乳幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要であり、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

また、「児童の権利に関する条約」にうたわれているように、子どもの人権の尊重と最善の利益を主として考え、障がい、疾病、貧困、及び虐待をはじめとする様々な理由により社会的支援を要する児童や家族を含め、広く「すべての子どもと家庭」への支援という視点から、多様なニーズに対応した取組みを進めます。

4. 基本目標

子どもが成長するための出発点は家庭であり、基本的な生活習慣や能力を身につけさせることは親が担うべき重要な役割です。この役割を果たすことができるよう、妊娠から出産、乳幼児期の育児を通して、親子同士の交流や家庭の中で解決できないことを気軽に相談できる場を設けるなど、身近な地域の様々な世代の人々が親子を応援できる環境整備を推進します。

また、生きる力を育むためには、親子の健康と子どもの健やかな成長が必要であり、すべての子どもの健やかな育ちを保障していくために、「豊かな心」と「健やかな体」を育てていきます。

さらに、多様なニーズに柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりを推進するとともに、障がいのある子どもや、虐待等によりケアを必要とする子ども等、配慮が必要な子どもの特性に合わせた継続的な支援を進めていきます。

すべての子どもの最善の利益の実現に向け、計画の柱となる基本目標を以下の6項目とし、計画の推進に向けて取り組んでいきます。

基本目標1：地域における子育て支援体制の構築

基本目標2：母子の健康と子どもの健やかな成長への支援

基本目標3：生きる力を育む教育・保育の提供

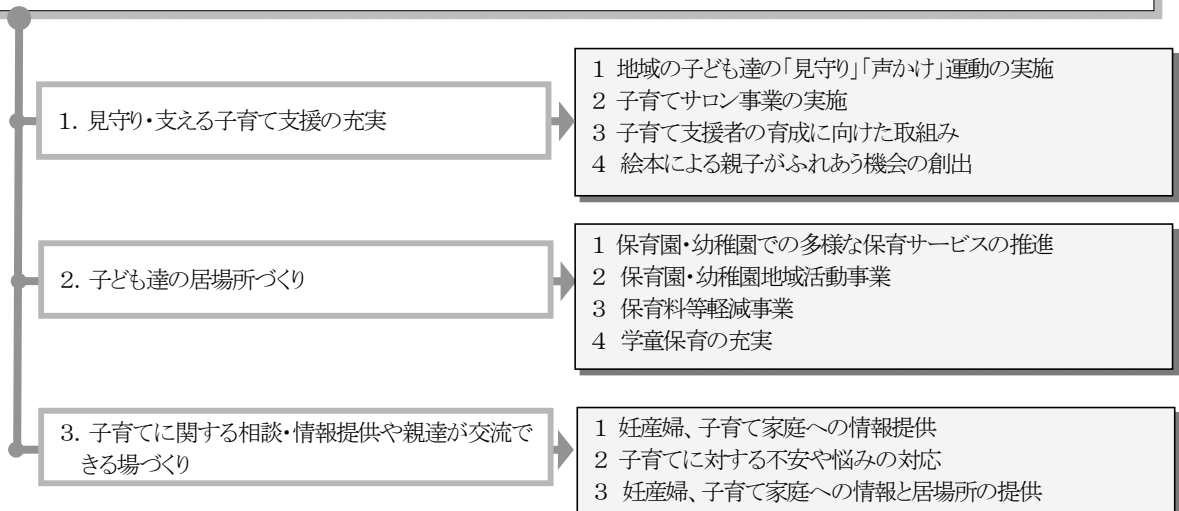
基本目標4：すべての子どもの育ちを支える環境の整備

基本目標5：仕事と子育てが両立する生活の支援

基本目標6：安心・安全な子育て環境づくり

5. 計画の体系

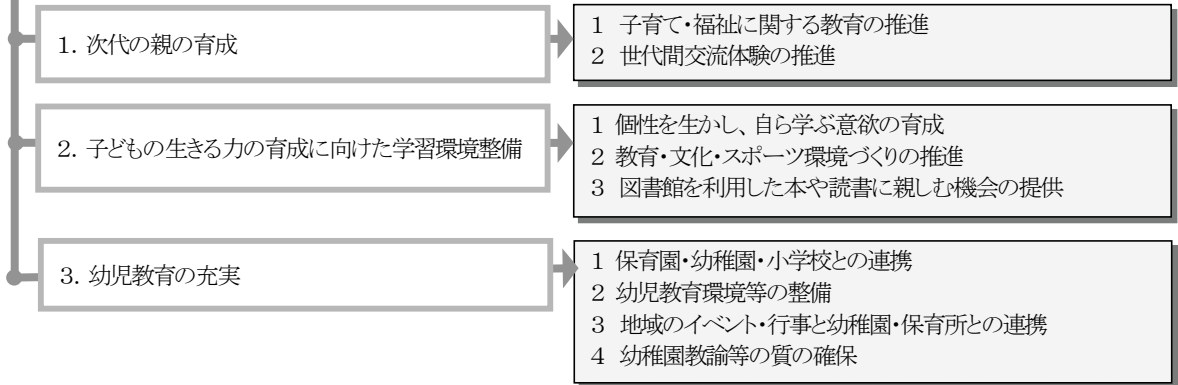
基本目標1：地域における子育て支援体制の構築



基本目標2：母子の健康と子どもの健やかな成長への支援



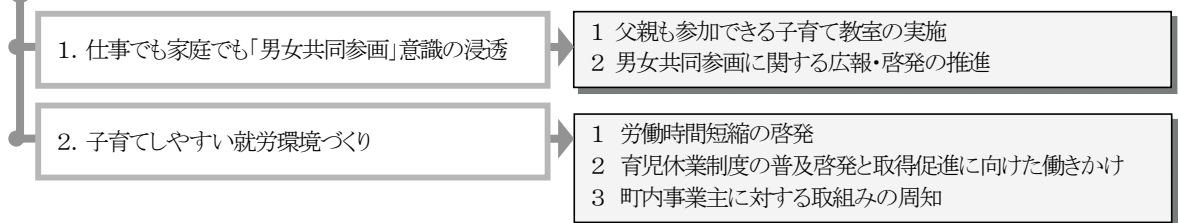
基本目標3：生きる力を育む教育・保育の提供



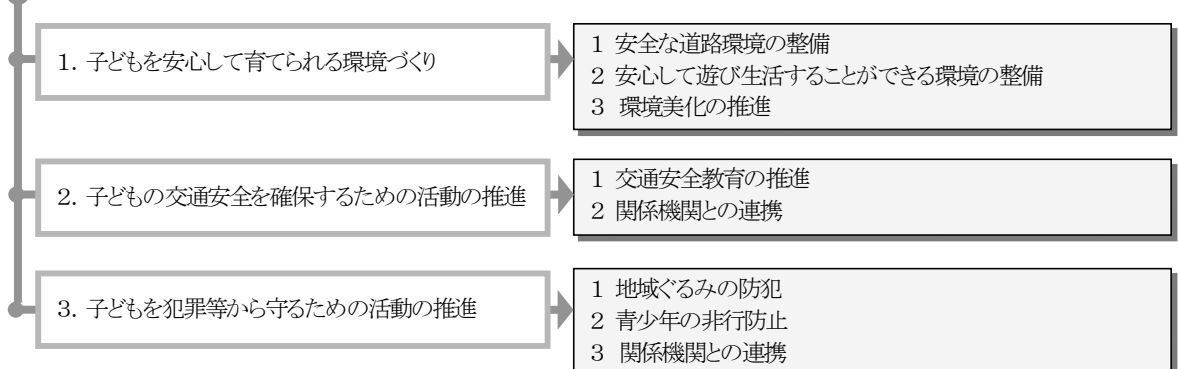
基本目標4：すべての子どもの育ちを支える環境の整備



基本目標5：仕事と子育てが両立する生活の支援



基本目標6：安心・安全な子育て環境づくり



第5章 施策の展開

基本目標1：地域における子育て支援体制の構築

1. 見守り・支える子育て支援の充実

核家族化の進行等により子育て環境は大きく変わり、世代を通して子育てを学ぶ機会が少なくなってきました。一方地域では、高齢化の進展と単身世帯の増加、また、子どもの数が少なくなり、近隣とのつながりも希薄化しているため、子どもを見守る子育て機能が低下してきています。

地域の誰もが子育てに関心を持ち、まち全体を巻き込んだ支援体制を創り出し、「見守る」「支える」という考えを浸透させていくことが必要となります。

そのためには、各種団体や地域住民等による協力を仰ぎながら、子育てに対する多様なニーズに対して、地域全体でサポートしていける体制づくりを進めていきます。

1 地域の子どもの「見守り」「声かけ」運動の実施	
施策の内容・方向性	地域の子どもの行動を温かく見守っていくために、「見守り」「声かけ」運動を推進しながら、地域住民とのふれあい機会を増やし、子育てを地域で支えあう意識の啓発に努めます。
実施主体	教育課・スポーツ社会教育G、田子町社会福祉協議会

2 子育てサロン事業の実施	
施策の内容・方向性	近年の少子高齢化の進行、児童虐待や育児に不安を抱えている人の増加により、孤立しがちな子育て家庭を地域で支援するため、すくすく館を拠点に、子育ての当事者（子育て家庭の親子）など地域住民が、多様な活動を通じて子育てを楽しみ、仲間づくりを行う支え合いの活動を行います。
実施主体	田子町社会福祉協議会

3 子育て支援者の育成に向けた取組み	
施策の内容・方向性	地域の子どもの住民が「見守る」「支える」といった、地域との結びつきによる子育て支援が少なくなっていることから、保育園・幼稚園や行政によるサービスだけでなく、地域の人材を活用した子育て支援を進めます。 地域行事など、子どもが参加できるような機会を増やせるよう各団体に協力を求め、地域の見守りにつながるよう進めていきます。
実施主体	住民課・子育て定住移住支援室

4 絵本による親子がふれあう機会の創出	
施策の内容・方向性	絵本をきっかけに親子がふれあう機会を創出することで、絵本による子育て支援を実施します。（ブックスタート事業）ブックスタート以降途切れることなく、親子でふれあう楽しい時間を過ごしながら絵本に親しむことで、子どもの言葉や心の成長、保護者の子育てを支援します。（セカンドブック事業）
実施主体	図書館

2. 子ども達の居場所づくり

ライフスタイルの多様化にともなって、子どもを育てる環境は大きく変化しています。生活環境が変化する中で、安心して過ごせる空間を確保することは、子育ての場でも重要です。そのため、子どもを育てる親達の様々なニーズに対応した、幼児教育・保育サービスなど、児童の成長を支援する場を提供し、地域で健やかに成長するための「子ども達の居場所」として、子や親達にとって安心して利用できる環境を整えていきます。

1 保育園・幼稚園での多様な保育サービスの推進	
施策の内容・方向性	保育園や幼稚園に通わせたい親が、待機することなく通わせることができるよう、安定した供給に努めるとともに、子育てをする親が、安心して預けられるよう、保育の質の向上をめざします。 今後、幼稚園に関しては、保育時間の延長や、長期の休み期間中の預かり保育の充実を図っていきます。
実施主体	保育園、幼稚園

2 保育園・幼稚園地域活動事業	
施策の内容・方向性	保育園及び幼稚園において、行事等にあわせて近隣の介護保険施設等の訪問や、老人クラブ会員が各施設を訪問し、3世代、4世代のふれあう機会づくりを行っています。また、地域に開かれた社会資源として、保育園・幼稚園の有する専門的機能を地域住民のための活用に努めます。 このような地域活動を行うことによって、地域の子育てへの相互理解、子どもを見守る意識の向上を図ります。
実施主体	保育園・幼稚園

3 保育料等軽減事業	
施策の内容・方向性	保育園及び幼稚園に入園している子育て世代の負担軽減を目的に保育料を軽減し、子育て世代保護者の経済的負担を軽減するもので、今後も継続して実施します。3～5歳児においては、保育料無償化に伴い、副食費の全額自己負担に対して、副食費の1/3助成を実施し、主食費についても助成を行います。また、0～2歳児においては、引き続き保育料の1/3助成を行います。
実施主体	住民課・子育て定住移住支援室、教育課・学務G

4 学童保育の充実	
施策の内容・方向性	核家族の進行、出生率の低下に伴い、就学児童で放課後帰宅しても、保護者の就労等の理由により家庭での保護が受けられない児童を対象に、健全な遊びを主体とした生活指導を行う学童保育事業を継続するとともに充実に努めます。清水頭小学校の送迎体制の整備に取り組んでいきます。
実施主体	学童保育・田子町社会福祉協議会

3. 子育てに関する相談・情報提供や親達が交流できる場づくり

地域で子育て中の親や子どもが気軽に集い、交流できる場（機会）をつくることは、親達の子育てへの負担感を少しでも軽くすることにつながり、さらには子どもの健やかな成長へとつながります。

地域で安心して子育て生活を行っていくためにも、積極的な交流の場（機会）づくりや子育て情報の提供を積極的に実施していきます。

1 妊産婦、子育て家庭への情報提供	
施策の内容・方向性	妊娠届提出時や子どもの成長に応じた様々な機会に、子育てに関する相談や情報提供を行います。また、保育園・幼稚園、子育てサービスの場でも情報を適宜発信しています。その他、妊産婦の家庭には訪問指導を実施するなど、今後も子育て家庭が必要な時期に必要な情報が得られるよう継続して実施します。今後は、乳児健診、予防接種など町が主体で実施している事業の継続を通して、相談時間を確保することやメール相談環境の構築を検討します。
実施主体	地域包括支援課・健康増進G

2 子育てに対する不安や悩みの対応	
施策の内容・方向性	育児及び教育に対する不安やストレスなどを抱えている保護者への面談・助言・指導等を行います。
実施主体	幼稚園、保育園、住民課・子育て定住移住支援室、地域包括支援課・健康増進G

3 妊産婦、子育て家庭への情報と居場所の提供	
施策の内容・方向性	妊娠時や子育てに関する図書を集め、赤ちゃんや小さいお子さんを連れた利用者の方もゆっくり本を読んだり選んだりできる「子育て支援コーナー」を図書館内に設置し、子育てに関する情報と居心地のよい居場所を提供します。 また、学童保育施設すくすく館で実施する「子育てサロン」により、子育て家庭の情報交換を行う場所を提供し確保します。
実施主体	図書館・田子町社会福祉協議会



基本目標2：母子の健康と子どもの健やかな成長への支援

1. 子どもや母親の健康の確保

次世代を担う子ども達の健やかな成長、「生きる力」への育みを支援するためには、母子の健康の確保、小児医療は重要な取り組みです。規則的な生活習慣は、家庭環境の影響が大きく、母親の健康とともに、子育てにおける生活リズム、食習慣の管理が重要になってきます。

妊娠期～出産期～新生児期・乳幼児期といった子どもの成長段階にあわせて、次世代を担う子どもや子を育てる母親の健康が保たれるよう、健診、指導活動の充実に努めます。

1 妊娠及び出産後の母子への健診・訪問の実施	
施策の内容・方向性	妊娠時の母親が安心して出産に臨めるよう、妊婦健診の費用助成を行い、母子の健康の向上をめざします。また、妊産婦の家庭を保健師が訪問し、健康な子どもを産み、育てるために個々の生活様式に即した指導・助言を行い、今後も継続して妊産婦の健康を見守ります。県外の医療機関で妊婦健診を受けた際の費用についても助成を行い、産婦健診の体制も検討します。
実施主体	地域包括支援課・健康増進G

2 子どもの成長に応じた健診等の充実	
施策の内容・方向性	子どもの成長に応じて行っている各種健診及び育児相談等は、子どもの疾病や障がいの早期発見・早期治療（療育）につながるだけでなく、子どもを持つ親達が抱える育児不安の解消といった子育て支援の場でもありうるため、健診を受けやすい環境づくりとともに、今後も受診率向上をめざします。 乳幼児健診・予防接種事業は町が主体で実施し継続していきます。
実施主体	地域包括支援課・健康増進G

3 幼児期からの生活習慣を身につけるための学習の場づくり	
施策の内容・方向性	子育て家庭の親に対して、食事をはじめとする様々な生活習慣について学ぶ機会を創出し、心身ともに健やかな成長のための生活様式（ライフスタイル）の確立をめざします。
実施主体	地域包括支援課・健康増進G

4 児童・生徒の若年生活習慣病予防検診及び事後指導	
施策の内容・方向性	生活の利便さが進むにつれて偏食や運動不足、親の認識不足も影響して、肥満や血液データの異常が問題となっています。早期に生活習慣を改善することで、生活習慣病の予防を推進します。 これまでの取組は継続しつつ、肥満の低学年の児童への関わり、対応できる部分について各学校と協議していきます。
実施主体	地域包括支援課・健康増進G

5 子どもと親の健康づくりを支援する地域づくりの推進	
施策の内容・方向性	小児に関わる関係機関の関係者が、地域において共通の認識を持って、子どもと親の健康づくりに関わることができるよう、会議や研修機会を利用した子育て支援に向けた取組みを進めます。
実施主体	地域包括支援課・健康増進G

2. 食育の促進

子どもの健やかな成長については、十分な睡眠や朝食の摂取が大切とされています。食べ物が豊富な現代においては、好きなものだけを好きなだけ食べる（個食）という食行動を可能にし、結果的には栄養の偏りを引き起こしてしまうことから、低年齢からの生活習慣病の要因の一つとされています。そのため子ども達や保護者に食生活の大切さを伝える「食育」が今後ますます重要になってきています。

こうした「食育」に家庭や地域、学校等で取り組むことにより、一人ひとりが健康で豊かな食習慣を身につけられるよう努めていきます。

1 食に関する学習機会の促進	
施策の内容・方向性	食生活の変化によって、最近では肥満の子どもが増える等、生活習慣病の低年齢化が懸念されています。そこで食に関する学習機会を促進し、妊産婦の栄養と、乳児の離乳食について、乳幼児健診機会を利用した個別指導や、学校給食での指導機会、子どもの正しい食習慣について学習できる親子料理教室等によって、食生活に関わる正しい知識の習得と食育に関する知識の普及に努めます。
実施主体	地域包括支援課・健康増進G、教育課・学務G、学校給食センター

2 地域の食育環境を支援する人材の育成及び活動の推進	
施策の内容・方向性	子ども達の地域を取り巻く食育環境の問題を改善するために、地域を巻き込んだ取組みをめざし、食生活改善推進員に対して積極的な研修の参加を促していきます。地域の食生活改善の担い手である食生活改善推進員が研修会に参加し、伝達講習を実施することで料理を作る楽しさを通じて「食育」について親子で体験する機会づくりに努めます。
実施主体	地域包括支援課・健康増進G

3. 思春期保健対策の充実

思春期の成長に伴う身体的変化や思春期特有の心の病の問題は、ライフスタイルの多様化、ダイバーシティ（多様性）の受容により多様化、複雑化しています。こうした問題に対応すべく、学校をはじめ保健機関とも連携を図りながら、性に対する知識の習得のための情報提供や教育の推進、思春期における心や体の問題に対する専門家の確保や個別の相談体制づくりを進め、命の大切さを学ぶ機会の充実をめざします。

1 異性に対する「思いやりと責任」について学習する機会の充実	
施策の内容・方向性	赤ちゃんふれあい体験の事前学習として、命の尊さ性の尊厳を学び、思春期の男女がそれぞれの性に対する正しい知識が得られるよう思春期教室等の充実に努めます。 従来の思春期教室を実施しながら、内容の充実や別な形の対応を検討し実施していきます。
実施主体	地域包括支援課・健康増進G

2 アルコール・タバコ・薬物に関する学習機会の充実	
施策の内容・方向性	飲酒、喫煙、薬物が体に及ぼす影響についての学習を早い段階から取り組むことによって、興味本位な思春期からの飲酒や喫煙、薬物使用を防ぎます。
実施主体	地域包括支援課・健康増進G

3 命の大切さを学ぶ機会の提供及び教室の開催	
施策の内容・方向性	思いやりの心や感謝の気持ち、人とのつながりの大切さといった、子ども達が生命を大切にできる心を育てます。
実施主体	地域包括支援課・健康増進G

4 様々な思春期問題に対する関係機関のネットワークづくり	
施策の内容・方向性	乳幼児期から学童期、思春期へと成長する中で、成長段階に応じた関係機関が連携することで、思春期におこる様々な心身の問題を正しく理解し、発達段階に応じたサポート体制の構築に努めます。
実施主体	地域包括支援課・健康増進G

4. 歯科保健対策の充実

町の歯科保健対策は、1歳6か月児、2歳6か月児及び3歳児の各健康診査時に、乳幼児に対する口腔検査、歯科指導が行われています。

よく噛んで食べることは、身体の健康を維持する上で大切な食習慣です。また、乳歯がひどい虫歯になると、永久歯もその影響を受けることになり、早期からのブラッシング（歯磨き）の習慣づけが重要です。そのため、親子歯磨き指導等での啓発に努め、定期検診での受診率向上、虫歯予防の徹底等によって、歯科保健対策の充実に努めます。

1 ブラッシング（歯磨き）習慣の推進	
施策の内容・方向性	歯の健康に対する取組みとして、乳幼児健診を利用した、歯磨き指導等を行うことにより、早期よりブラッシング（歯磨き）の大切さや歯の健康に取り組む習慣づくりを進めます。
実施主体	保育園、幼稚園、地域包括支援課・健康増進G、教育課・学務G

2 1歳6か月児、2歳6か月児及び3歳児の健康診査時の歯科検診の実施、虫歯予防の推進	
施策の内容・方向性	家庭ではなかなか見つけられない虫歯等の発見について、早期治療により健康な口腔づくりをめざします。また、今後も検診受診率 100%を継続していきます。
実施主体	地域包括支援課・健康増進G

3 フッ素塗布による歯の健康の確保	
施策の内容・方向性	乳幼児を持つ子育て家庭に対して、健診時にフッ素を塗布し、フッ素についての正しい知識を提供するとともに、虫歯予防に役立つ環境づくりを進めます。
実施主体	地域包括支援課・健康増進G、保育園、幼稚園

5. 小児医療の充実体制

小児医療については、常勤医師のいる周辺市町村へ依存する割合が高くなっており、小児救急医療の確保については、青森県や八戸市を含む周辺市町村の病院が一体となって救急医療体制を確立するための広域的取組みが必要不可欠といえます。そのため、周辺市町村等との連携を深めながら、広域的な緊急医療体制の一層の充実をめざします。夜間や緊急時の医療体制については、乳幼児健診等の機会を利用して今後も情報提供を継続します。

さらに、予防接種や健康診断の実施、健康学習の実施、特に乳幼児を抱える子育て家庭への病気・医療に関する情報提供を行うなど、地域ぐるみの健康づくりに努めます。

なお、乳幼児に関しては、入院・通院等の医療費の一部負担を助成することによって、子育て家庭への医療費負担軽減を継続して推進します。

1 広域による救急医療の確保	
施策の内容・方向性	八戸市を含む周辺市町村等と連携しながら、救急医療体制の環境づくりを進めます。また、救急以外の小児科医療情報などをあらかじめ保護者に対し周知していきます。
実施主体	住民課・福祉給付G、子育て定住移住支援室、総務課・総務G

2 予防接種の推進	
施策の内容・方向性	各種の予防接種の必要性について、理解を深め接種率の向上に努めます。
実施主体	地域包括支援課・健康増進G、田子診療所

3 経済的支援	
施策の内容・方向性	町内に住所を有する乳幼児から児童生徒を対象に医療費助成を継続し、保護者の経済的負担を軽減するとともに、小中の入学時に入学祝い金支給を実施し、健やかな成長を支援します。また、田子町在住高校生への新たな支援を検討します。
実施主体	住民課・子育て定住移住支援室、教育課・学務G

4 医療的ケアが必要な児童の支援	
施策の内容・方向性	八戸市を含む周辺市町村等と連携しながら、医療的ケアが必要な児童（医療的ケア児）の支援のための総合的な支援体制の構築を進めます。
実施主体	住民課・福祉給付G



基本目標3：生きる力を育む教育・保育の提供

1. 次代の親の育成

次世代を担う子ども達が、また親となり、子育てを引き継いでいきます。地域や郷土のよさを知り、健やかに心と身体が成長していくことにより、生きる力を育む子育てが次の世代に引き継がれていきます。

次代の親の育成に向けては、教育機関との連携のもとに、中学生が乳幼児とふれあう機会や、小中学校等のそれぞれの段階に応じた福祉教育を行い、次世代を育む児童生徒の理解や、思いやりの心を育てる活動を推進します。

1 子育て・福祉に関する教育の推進	
施策の内容・方向性	学校保健や道徳、及び社会福祉協議会が町内の各学校と、福祉活動の支援を行い「思いやりを行動へ」と移せるように福祉教育の実践に努めます。
実施主体	田子町社会福祉協議会、小学校、中学校

2 世代間交流体験の推進	
施策の内容・方向性	中学生を対象に、少子化・核家族化によって減少しつつある乳児とふれあう機会を広げることによって、将来の子育て世代へ向けた貴重な体験機会の創出に努めます。
実施主体	地域包括支援課・健康増進G、中学校



2. 子どもの生きる力の育成に向けた学習環境整備

学習教育環境が変化する中で、地域でたくましく成長していくためには、心身ともに健康で豊かな情操と創造力を養い、個性や自主性を育む環境づくりが大切です。子ども達が生涯を通じて自由に楽しく学び、心身ともに健やかな成長をめざす「生きる力」を育てます。

1 個性を生かし、自ら学ぶ意欲の育成	
施策の内容・方向性	<p>自ら学びながら成長に応じた学力を身につけられるよう、指導方法を工夫するとともに、児童生徒の「学ぶ力」の定着状況を、学力調査によって客観的に把握します。</p> <p>検定等受検料補助事業では、児童生徒の英語検定及び漢字検定の検定料を全額助成します。検定の受検機会拡大のため、さらには児童生徒の学習意欲の向上を図ることを目的に実施します。</p> <p>英語塾実施事業では、児童生徒の語学力向上及び田子高校支援を目的とした公営塾を実施します。外部講師を招き、放課後等を利用した英語検定取得率向上のための対策指導を行います。</p>
実施主体	幼稚園、教育課・学務G

2 教育・文化・スポーツ環境づくりの推進	
施策の内容・方向性	<p>子ども達の持つ様々な可能性や個性、学ぼうとする意欲が、限りなく発揮できるよう教育・文化・スポーツといった様々な分野での学習環境づくりを推進します。</p>
実施主体	保育園、幼稚園、教育課・スポーツ社会教育G

3 図書館を利用した本や読書に親しむ機会の提供	
施策の内容・方向性	<p>本の読み聞かせ等、図書館を利用した本や読書に親しむ機会を、町内各学校・施設等と連携し、ボランティアの協力を得ながら提供します。</p>
実施主体	図書館

3. 幼児教育の充実

幼児教育をめざす上で、幼稚園と保育園の担う役割は、今後ますます重要となってきます。そのためにも、両施設がそれぞれの十分な機能を果たすとともに、連絡・調整等を図り、幼児期からの子どもの自主性や人間性を培うための幼児教育の環境整備を推進していきます。

1 保育園・幼稚園・小学校との連携	
施策の内容・方向性	義務教育に臨む基礎を培うため地域の幼稚園・保育園・小学校で構成されている連絡会を活用し、子どもの成長時期にあった教育が行われるよう各機関の連携を図ります。
実施主体	保育園、幼稚園、教育課・学務G

2 幼児教育環境等の整備	
施策の内容・方向性	子どもを育てる親のニーズに対応した幼稚園での、幼児教育環境等の充実に努めます。 5か年を目標に、時間の延長と、長期休業中における教育時間を確保していきます。
実施主体	幼稚園

3 地域のイベント・行事と幼稚園・保育所との連携	
施策の内容・方向性	町内の「にんにくとべごまつり」「敬老会」「町文化祭」といったイベントの機会を利用し、町の伝統や風習に触れながら、町内の幼稚園及び保育園が協力して積極的な交流を推進します。
実施主体	保育園、幼稚園

4 幼稚園教諭等の質の確保	
施策の内容・方向性	幼稚園教諭同士及び保育園保育士同士の情報交換等によって、幼児教育及び幼児保育の充実を図り、業務に従事する担当者個人の資質の向上、知識の普及、研修等を推進する活動を支援します。また、町内の教育保育施設、子育て支援に関わる団体等を対象に、町独自の「保育等職員研修会」を開催し資質向上を図ります。
実施主体	保育園、幼稚園

基本目標4：すべての子どもの育ちを支える環境の整備

1. 児童虐待防止対策の充実

児童福祉法の改正によって、すべての子どもの最善の利益の実現を支援していく観点から、児童の親や保護者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならないとされました。今後は、体罰によらない子育て等を推進することが求められます。

子どもの虐待の背景には、子育てによる地域や家庭での孤立感、子育て不安といったことに加え、社会的要因等によっても児童虐待へ追い込まれてしまうことがあるといわれています。こうした子育て家庭の抱える親の不安や悩みを把握し、子どもへの虐待行為を未然に防ぐための訪問・相談によるケア活動を行うとともに、早期に発見・対応できる体制づくりに努めます。

1 児童虐待に向けた関係機関との連携	
施策の内容・方向性	児童虐待の早期発見・対応に向けて、平成19年2月に設置した「田子町要保護児童対策地域協議会」を随時開催し、関係機関等との連携を図りながら、適切な対応ができる取組みを強化します。
実施主体	地域包括支援課・包括ケアG、住民課・子育て定住移住支援室、教育課・学務G

2 相談活動の充実	
施策の内容・方向性	子育て家庭での子どもへの虐待を未然に防ぐために、乳児健診等での相談機会を利用した相談活動や育児不安解消に向けた取組みを進めます。また、保健師等との連携により妊産婦への訪問時も相談活動として、子育て家庭での児童虐待防止に努めます。 今後は、関係機関と情報共有できるシステムを構築していきます。
実施主体	地域包括支援課・健康増進G

3 児童相談所と市町村等の情報共有の推進	
施策の内容・方向性	児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、要保護児童対策地域協議会の実務者会議において、虐待等につながる恐れのある小さな情報なども随時情報共有をし、緊急時の児童相談所を含めた体制構築に努めます。
実施主体	地域包括支援課・包括ケアG、住民課・子育て定住移住支援室、教育課・学務G

2. ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭では、経済的な支援から日常的な子育て支援まで、必要とされる支援は多岐にわたっており、近年、増加傾向にある母子家庭等に対して必要な支援を行い、自立支援に努めます。

1 自立支援への相談活動	
施策の内容・方向性	福祉事務所内に母子自立支援員を配置し、母子家庭や寡婦の自立に必要な職業能力の向上及び就業に関する情報提供、相談指導等を行います。 自立支援への相談活動は、広報及びホームページ等で情報提供を行っていきます。
実施主体	住民課・子育て定住移住支援室、地域包括支援課・包括ケアG

2 経済的支援	
施策の内容・方向性	母子家庭等に対して、児童扶養手当の支給、医療費の助成をはじめ生活費、養育費、教育費といった、経済上の諸問題による支援を推進します。対象者には速やかに申請の案内をしていきます。
実施主体	住民課・子育て定住移住支援室

3. 障がい児施策の充実

障がいを持っている子どもが地域で健やかに成長し、子どもを育てる親達も地域で安心して暮らせるよう、経済的支援をはじめ、多くの子ども達との交流機会や相談、療育といった地域での協力体制づくりを進めます。

1 保育園・幼稚園における障がい児の受け入れの推進	
施策の内容・方向性	保育に欠ける障がいを持つ子どもについては、保育園の集団保育が可能な限り保育園において受け入れし、健常な児童とともに保育することがその養育を図るため望ましい一つの方法です。そのため、保育園・幼稚園において、障がいを持つ子どもを受け入れる体制づくりを進めるとともに、保育士・幼稚園教諭の研修機会を利用し、障がいを持つ子どもへの理解を深めます。
実施主体	保育園、幼稚園

2 療育・就学相談の充実	
施策の内容・方向性	心身に障がいのある児童に対し、就学時に一人ひとりの状況に配慮した教育支援委員会を開催し、本人や保護者の意向を反映させた柔軟な教育指導を充実させます。
実施主体	教育課・学務G、住民課・福祉給付G、地域包括支援課・健康増進G

3 障がい児等の教育、育児相談支援の地域ネットワーク体制の充実	
施策の内容・方向性	地域で障がいを持つ子どもを育てる家庭への相談活動や療育体制の検討を進めます。 幼少時から、健常な人と障がいを持った人とのふれあう機会をつくり、普通に生活できる環境への意識改革を推進します。
実施主体	住民課・福祉給付G・子育て定住移住支援室、地域包括支援課・健康増進G、教育課・学務G

4 経済的支援策	
施策の内容・方向性	心身に障がいのある子どもへの福祉の増進を図るために、各種の手当ての支給等の支援を今後も継続して進めます。
実施主体	住民課・福祉給付G・子育て定住移住支援室



4. 子どもの貧困対策

子どもの貧困対策は、子どもの貧困対策の推進に関する法律の目的規定を踏まえ、貧困の連鎖を断ち切るために、子どもの現在及び将来を見据えた対策を実施するとともに、すべての子どもが前向きな気持ちで夢や希望を持てる人材に成長して行けるようにする体制づくりが重要です。

このため、子どもの心身の健全な成長を確保するため、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握することが必要であるため、関係機関での情報共有をしながら、適切な支援へつないでいく体制づくりに務めます。

1 切れ目のない支援体制	
施策の内容・方向性	親の妊娠・出産期から生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に発見し、適切な支援へとつないでいくため、乳幼児期から義務教育へ、さらには高等学校段階へと、子どものライフステージに応じた、問題発見と支援を切れ目なくつなげていきます。
実施主体	住民課・子育て定住移住支援室、教育課・学務G、地域包括支援課・健康増進G

2 相談窓口のワンストップ化	
施策の内容・方向性	貧困の状況にある子どもやその家庭の一部には、必要な支援制度を知らない、手続きがわからない、積極的に利用したがない等の状況があります。こうした子ども達や家庭を早期に発見し、早期に対策を講じていくため、ひとり親支援に関わる窓口のワンストップ化の推進など、必要な体制づくりを進めます。
実施主体	住民課・子育て定住移住支援室



基本目標5：仕事と子育てが両立する生活の支援

1. 仕事でも家庭でも「男女共同参画」意識の浸透

「子育ての楽しさ」を実感するためには、両親が家庭内で一緒に子育てすることが大切であり、家庭内での共同参画意識を持つことが、「子育ての楽しさ」を知る第一歩となります。仕事を中心となっている現在の父親が、子育てへ参加するきっかけづくりとなるように、今後も親子を中心に参加できる教室等の機会づくりを継続して進めます。

1 父親も参加できる子育て教室の実施	
施策の内容・方向性	子育て教室により、子どもを育てる夫婦が「子育ての楽しさ」を実感できる機会を設けることによって、子育て参加、家庭内で協力する意識づけとなるよう努めます。 八戸圏域での、子育てパパノートを引き続き作成し、窓口で配布します。また、近隣市町村の子育てイベントを積極的に周知し、子育てイベントへの参加を促していきます。
実施主体	住民課・子育て定住移住支援室

2 男女共同参画に関する広報・啓発の推進	
施策の内容・方向性	日常生活の中で、男女共同参画の意識を浸透させていくために、性差による役割分担意識の軽減と、男女がともに活躍する豊かな日常生活の実現をめざし、広報媒体やイベント等の機会を通して、男女共同参画に関する広報・啓発を行っていきます。
実施主体	政策推進課・政策推進G



2. 子育てしやすい就労環境づくり

父親の育児休業の取得や子育てへの参加は依然低い状態にあり、父親と母親がともに協力しあって、子育てに取り組んでいくことが求められています。また、仕事と子育てを両立させるためには、就労先等の環境の改善が欠かせません。

そのため、仕事中心の生活を送る父親（男性）へ子育ての楽しさを訴求していくとともに、民間企業等に向けて子育てに優しい就労環境づくりへの啓発を行っていきます。

1 労働時間短縮の啓発	
施策の内容・方向性	町内の事業所を対象に、労働時間短縮を促進するための働きかけを行います。国・県の普及パンフレットや資料の配布などにより週40時間労働制に関する啓発・広報活動に努めます。
実施主体	住民課・住民環境G

2 育児休業制度の普及啓発と取得促進に向けた働きかけ	
施策の内容・方向性	事業主を対象に、育児休業制度に関する広報・周知に努めるとともに、育児休業の取得や職場復帰がしやすい環境の整備、育児休業給付制度の適切な運用についての広報・周知に取組みます。
実施主体	住民課・子育て定住移住支援室

3 町内事業主に対する取組みの周知	
施策の内容・方向性	町民や事業主を対象に、一般事業主行動計画の策定に関する情報提供を広報紙等で行い、計画策定や仕事と子育てを両立する意識の向上に努めます。
実施主体	住民課・住民環境G

基本目標6：安心・安全な子育て環境づくり

1. 子どもを安心して育てられる環境づくり

地域で子どもを育てていくためには、安心して育てられる環境であるかという点も欠かせない要素です。町内で子どもを安心して育てられるよう、道路環境整備や公共交通の整備、子どもの遊び場の安全性の確保、地域の環境美化等に努め、子育てに優しい環境づくりをめざします。

1 安全な道路環境の整備	
施策の内容・方向性	防犯灯の延命化のため、LED電灯に交換整備を行いその管理を実施します。 また、子ども達が降雪時でも安心して登校できるよう、学校通学路の除雪を行います。除雪は、直営オペレータの増員による即応性の向上を図り、さらに確実な除雪を実施していきます。 通学時については、子ども達が安心して通学できるように、登下校時刻に配慮したスクールバス（コミュニティバス）を運行していきます。
実施主体	住民課・住民環境G、建設課・建設G、教育課・学務G

2 安心して遊び生活することができる環境の整備	
施策の内容・方向性	町内の公園が子育て家庭にとって、子どもを安心して遊ばせることのできる場として利用され、また、住民の憩いの場、やすらぎのある場となるよう、定期的な管理を行うとともに、住民一人ひとりがきれいな公園づくりに向けて意識の啓発に努めます。 今後も安全に使用してもらうため、遊具点検等環境整備を行い、園内・外の解放に努めていきます。
実施主体	建設課・建設G、教育課・スポーツ社会教育G、保育園、幼稚園

3 環境美化の推進	
施策の内容・方向性	地域の小学生等の社会科見学の場として、施設見学等を活用し、リサイクルへの取り組み意識の向上を図る学習機会づくりを推進するとともに、ごみのリサイクルや分別、出し方についての情報を広報によって広く住民への周知を図り、リサイクルへの取り組みの向上に努めます。
実施主体	教育課・学務G、住民課・住民環境G

2. 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

交通流量の増加とともに交通安全の重要性が増していますが、地域での交通安全を今後も確保していくために、関係機関との連携・協力をしていながら、交通安全教育、交通事故防止対策等、活動の推進を図ります。

1 交通安全教育の推進	
施策の内容・方向性	地域住民や子どもに交通ルールや交通マナーを身につけさせるため、年齢に応じた交通安全教育を推進します。
実施主体	住民課・住民環境G、小学校、中学校、保育園、幼稚園

2 関係機関との連携	
施策の内容・方向性	子どもを交通事故や犯罪等から守るため、各種団体との連携・協力を図りながら、総合的な地域の安全対策を推進します。
実施主体	住民課・住民環境G

3. 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

主に思春期の男女による生活への害を及ぼすような犯罪や事故、災害を未然に防ぎ、地域で心身ともに健全な育成が図られるよう、地域、関係団体、学校、家庭が一体となった地域ぐるみで活動を進めます。

1 地域ぐるみの防犯	
施策の内容・方向性	青少年は地域で育てる推進運動によって、情報誌配布や青少年健全育成のための相談・指導といった各種の運動を通して、地域ぐるみで防犯活動を推進します。
実施主体	住民課・住民環境G

2 青少年の非行防止	
施策の内容・方向性	青少年の非行を防止するために、青森県から委嘱された、声かけリーダー、青少年健全育成推進員を中心に、各関係機関・団体・家庭等が連携し、青少年の健全育成に努めます。
実施主体	教育課・スポーツ社会教育G

3 関係機関との連携	
施策の内容・方向性	子どもを交通事故や犯罪等から守るために、各種団体との連携・協力を図りながら、総合的な地域の安全対策を推進します。
実施主体	住民課・住民環境G



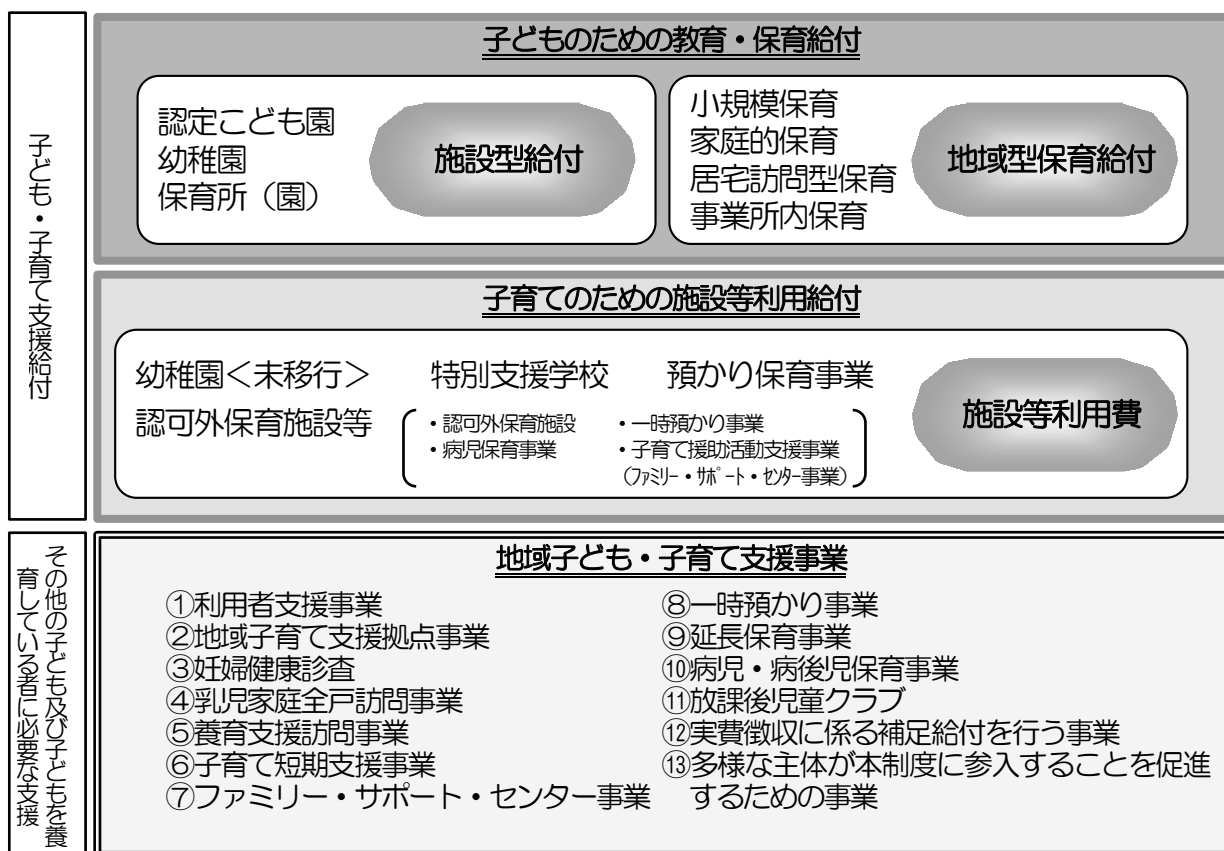
子どもの笑顔を守るための活動を推進します

第6章 教育・保育サービスの量の見込みと確保方策

1. 子ども・子育て支援制度の全体像

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。令和元年5月に成立した「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、新たに「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て支援として給付される「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」、その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援として実施される「地域子ども・子育て支援事業」の3つの枠組みから構成されます。



(1) 子どものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小規模保育等を利用した場合に給付対象となります。保育の必要性の認定については、保育を必要とする事由、保護者の就労時間、その他に優先すべき事情などを勘案して行います。

認定区分は1号～3号の3区分となっており、区分によって利用できるサービスや事業が異なります。

①認定区分

認定区分とそれぞれの対象者、利用できる事業などは以下のようになります。

認定区分	対象者	給付を受けることとなる施設・事業
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、 <u>2号認定子ども</u> 以外のもの	幼稚園 認定こども園
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u>	保育所（園） 認定こども園
3号認定子ども	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u>	保育所（園） 認定こども園 小規模保育事業など

②認定基準

保育の必要性については、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間（保護者の就労時間）などにより、総合的に判断を行います。

<事由>

- 就労
- 妊娠・出産
- 保護者の疾病・障がい
- 同居親族等の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動
- 就学
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得時に、すでに保育を利用していること
- その他市町村が定める事由
- e t c.

<保育時間>

- 保育標準時間
主にフルタイムの就労を想定した長時間利用
- 保育短時間
主にパートタイムの就労を想定した短時間利用

(2) 子育てのための施設等利用給付

令和元年5月に成立した「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、新たに「子育てのための施設等利用給付」が創設され、令和元年10月より、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までのすべての子ども達の利用料が無償化されました。

子育てのための施設等利用給付では、新たな認定が設定され、必要に応じて認定を受ける必要があります。

① 認定区分

認定区分とそれぞれの対象者、利用できる事業などは以下のようになります。

認定区分	対象者	支給に係る施設・事業
新1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、 <u>新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの</u>	幼稚園 特別支援学校等
新2号認定子ども	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、 <u>第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u>	認定こども園、幼稚園、特別支援学校 (満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号)
新3号認定子ども	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間に <u>ある小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの</u>	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 (2歳児まで新3号、3歳児からは新2号)

② 無償化について

■幼稚園、保育所、認定こども園等の利用

【対象者】

○幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までのすべての子ども

【利用料】

●幼稚園については、月額上限2.57万円。

●無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間。

(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。

●通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまで通り保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子ども達とすべての世帯の第3子以降の子ども達については、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。

【対象者】

○住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子ども

【利用料】

●子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

【対象となる施設・事業】

○ 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象とされます。

(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

■幼稚園の預かり保育の利用

【対象者】

○無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

【利用料】

●幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額 1.13 万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

■認可外保育施設等の利用

【対象者】

○無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

【利用料】

●3歳から5歳までの子ども達は月額 3.7 万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども達は月額 4.2 万円までの利用料が無償化されます。

【対象となる施設・事業】

○ 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

(注) 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、町独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

就学前の障がい児の発達支援を利用する子ども達についても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。

2. 量の見込みの考え方

量の見込みの推計と確保方策等の流れは、次のとおりです。

○教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するもので、この区域ごとに、各事業の量の見込みと確保方策を定めます。

○家庭類型の分類

就学前児童の保護者へのニーズ調査結果に基づき、対象となる子どもの父母の有無、就労状況を踏まえて、回答者の家庭をタイプAからタイプFまでの8種類の「家庭型」に分類します。

○各事業（平日日中の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）の利用意向の集計

各事業（平日日中の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）について、ニーズ調査結果に基づき、事業対象者に該当する「家庭類型」ごとに利用意向を集計します。なお、一部事業（利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、妊婦健康診査）については、ニーズ調査結果によらず、量の見込みの推計を行います。

○量の見込みの推計＝推計児童人口×家庭類型×事業の利用意向

計画期間（令和元年度から6年度）の推計児童人口と家庭類型ごとの割合を掛け合わせ、将来の家庭類型ごとの児童人口を算出し、それに各事業の利用意向を掛け合わせることで、各事業の量の見込みを設定します。

○量の見込みに対する確保方策等を設定

各事業の量の見込みに対して、どの程度の量を確保するのか、どのような供給体制を確保するのか、新制度への意向調査の結果等を踏まえつつ、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定します。

【家庭類型の分類について】

ニーズ調査に基づき、対象となる就学前児童の父母の有無、就労状況を踏まえて、タイプAからタイプFまでの8種類の「家庭類型」に分類します。

なお、「家庭類型」の分類は、家庭の就労状況による保育の必要性の判定をはじめ、各事業の利用対象者を抽出するために行うものです。

家族類型の分類

母親	父親	1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
			120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD	
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE	タイプE'		
	120時間未満 下限時間以上	タイプC'	タイプE'			
	下限時間未満					
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない		タイプD			タイプF	

3. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、区市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として「市町村が定める区域」を定める必要があるとしています。

当町の教育・保育提供区域は、事業の特性に応じて次のとおり設定します。

区 域	該当事業	考え方
田子地区・ 上郷地区 (2区域)	1 平日日中の教育・保育(子ども・子育て支援給付) 2 時間外保育事業(延長保育事業) 3 放課後児童健全育成事業(学童保育)	現状を考慮し、就学前の教育・保育と就学後の学童保育については、2区域として事業を推進します。
町全域 (1区域)	1 利用者支援事業 2 地域子育て支援拠点事業 3 妊婦に対する健康診査 4 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業 5 子育て短期支援事業 6 子育て援助活動支援事業 7 一時預かり事業 8 病児病後児童保育事業	事業の特性や施設整備の状況等を考慮し、町全域を1つの区域として、事業の実施内容を検討していきます。

4. 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、区市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として「市町村が定める区域」を定める必要があるとしています。

(1) 対象事業

認定区分		対象事業	事業概要
1号	子どもが満3歳以上 保育の必要なし	専業主婦(夫)家庭、就労時間が短い家庭	認定こども園及び幼稚園
		共働きであるが幼稚園利用を希望する家庭	幼稚園
2号	子どもが満3歳以上 保育の必要あり	共働きの家庭	認定こども園及び保育園
3号	子どもが満3歳未満 保育の必要あり	共働きの家庭	認定こども園及び保育園 地域型保育事業

(2) 保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育

認可保育園の利用ニーズが高いことから、基本的に認可保育園を基軸とした保育環境の整備及び多様なサービスを選択できるように、体制の整備等に努めます。

(単位：人)

			1号認定	2号認定	3号認定		
					0歳	1・2歳	
令和2年度	量の見込み（必要利用定員総数）		12	63	16	40	
	他市町村の子ども						
	計①		12	63	16	40	
	確保の内容 （提供体制）	施設型給付	保育所（園）		90	10	40
			幼稚園	90			
			認定こども園				
			他市町村の子ども				
	地域型 保育給付	小規模保育事業	小規模保育事業				
			家庭的保育事業				
			居宅訪問型保育				
			事業所内保育				
	認可外保育施設						
	確認を受けない幼稚園						
	確保の合計②		90	90	10	40	
②－①		78	27	△6	0		
保育利用率（％）				76.9			
令和3年度	量の見込み（必要利用定員総数）		10	55	16	40	
	他市町村の子ども						
	計①		10	55	16	40	
	確保の内容 （提供体制）	施設型給付	保育所（園）		90	10	40
			幼稚園	90			
			認定こども園				
			他市町村の子ども				
	地域型 保育給付	小規模保育事業	小規模保育事業				
			家庭的保育事業				
			居宅訪問型保育				
			事業所内保育				
	認可外保育施設						
	確認を受けない幼稚園						
	確保の合計②		90	90	10	40	
②－①		80	35	△6	0		
保育利用率（％）				76.9			

			1号認定	2号認定	3号認定		
					0歳	1・2歳	
令和4年度	量の見込み（必要利用定員総数）			10	50	16	36
	他市町村の子ども						
	計①			10	50	16	36
	確保の内容（提供体制）	施設型給付	保育所（園）		90	10	40
			幼稚園	90			
			認定こども園				
			他市町村の子ども				
		地域型保育給付	小規模保育事業				
	家庭的保育事業						
	居宅訪問型保育						
	事業所内保育						
	認可外保育施設						
	確認を受けない幼稚園						
確保の合計②			90	90	10	40	
②-①			80	40	△6	4	
保育利用率（％）					83.3		
令和5年度	量の見込み（必要利用定員総数）			9	50	16	36
	他市町村の子ども						
	計①			9	50	16	36
	確保の内容（提供体制）	施設型給付	保育所（園）		90	10	40
			幼稚園	90			
			認定こども園				
			他市町村の子ども				
		地域型保育給付	小規模保育事業				
	家庭的保育事業						
	居宅訪問型保育						
	事業所内保育						
	認可外保育施設						
	確認を受けない幼稚園						
確保の合計②			90	90	10	40	
②-①			80	40	△6	4	
保育利用率（％）					83.3		
令和6年度	量の見込み（必要利用定員総数）			9	50	16	36
	他市町村の子ども						
	計①			9	50	16	36
	確保の内容（提供体制）	施設型給付	保育所（園）		90	10	40
			幼稚園	90			
			認定こども園				
			他市町村の子ども				
		地域型保育給付	小規模保育事業				
	家庭的保育事業						
	居宅訪問型保育						
	事業所内保育						
	認可外保育施設						
	確認を受けない幼稚園						
確保の合計②			90	90	10	40	
②-①			80	40	△6	4	
保育利用率（％）					83.3		

(3) 計画期間における年齢別人口

(単位：人)

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	20	20	20	20	20
1歳	22	22	20	20	20
2歳	23	23	20	20	20
3歳	26	23	23	21	21
4歳	27	24	24	22	22
5歳	28	25	24	22	22



5. 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

具体的には次の事業を行います。

- ① 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施する。
- ② 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努める。
- ③ 本事業の実施にあたり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図る。
- ④ その他事業を円滑にするための必要な業務を行う。

【今後の方向性】

- 保育を希望する保護者の相談に応じ、保育園等の預かり保育などの保育資源・保育サービスについて、情報提供を行う窓口・場を整備します。
- また、単なる情報提供の場でなく、子育てニーズを把握し、関係機関との連携、調整、活動の体制づくり、地域課題の把握など、事業を明確化していきます。
- 情報の提供や発信は、利用者にわかりやすく伝わるよう工夫していきます。
- 専任相談員の育成を行い、子どもを遊ばせながら気軽に相談員に相談ができる環境の整備を行います。
- インターネット及びケーブルテレビで検索できる情報提供内容の充実を図ります。

(単位：か所)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	基本型・特定型	1	2	2	2	2
確保方策②		1	2	2	2	2
②-①		0	0	0	0	0

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	母子保健型	1	1	1	1	1
確保方策②		1	1	1	1	1
②-①		0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施するものです。基本的な事業としては、①交流の場の提供・交流促進、②子育てに関する相談・援助、③地域の子育て関連情報提供、④子育て・子育て支援に関する講習等があります。

【今後の方向性】

- ニーズをとらえて事業の拡充を図り、既存施設が質・量ともに十分な受け皿となるような方策を検討します。
- 個別的ニーズに応じた様々なメニューを検討します。
- 施設における場の提供だけでなく、多様なニーズに応えるために、地域で活動する、団体とも連携を図り、重層的なサービスの提供に努めます。
- インターネット（SNS）を利用した、相談予約の受付等を検討し、現在の子育て世代のニーズにあう体制を検討していきます。

(単位：か所、人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数	1	2	2	2	2
量の見込み	45	45	41	41	41

(3) 妊婦に対する健康診査

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

【今後の方向性】

妊婦の疾病等の早期発見、早期治療を目的とし、母子ともに安全安心な出産をめざします。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	19	19	19	19	19
確保方策	実施場所： せせらぎの郷 実施体制： 個別受診 検査項目： 血液検査、超音波検査、尿検査、問診ほか 実施時期： 初期4週毎、中期2週毎、後期1週毎	実施場所： せせらぎの郷 実施体制： 個別受信 検査項目： 血液検査、超音波検査、問診ほか 実施時期： 初期4週毎、中期2週毎、後期1週毎	実施場所： せせらぎの郷 実施体制： 個別受信 検査項目： 血液検査、超音波検査、問診ほか 実施時期： 初期4週毎、中期2週毎、後期1週毎	実施場所： せせらぎの郷 実施体制： 個別受信 検査項目： 血液検査、超音波検査、問診ほか 実施時期： 初期4週毎、中期2週毎、後期1週毎	実施場所： せせらぎの郷 実施体制： 個別受信 検査項目： 血液検査、超音波検査、問診ほか 実施時期： 初期4週毎、中期2週毎、後期1週毎

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、家庭支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うものですが、当町においては直接の実施ではなく、母子保健法に基づく妊産婦新生児訪問事業及び毎月行う乳児健診等を活用し対象者の情報収集を行います。

【今後の方向性】

子育てに不慣れな保護者の不安を和らげ、必要な支援や助言を行うとともに、乳児と保護者の状況を把握し、特に支援が必要と認められる状態の早期発見に努める、関係機関と連携して必要なサービスにつなげていきます。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	19	19	19	19	19
確保方策	実施体制：直営 実施機関：地域包括支援課	実施体制：直営 実施機関：地域包括支援課	実施体制：直営 実施機関：地域包括支援課	実施体制：直営 実施機関：地域包括支援課	実施体制：直営 実施機関：地域包括支援課

(5) 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

【今後の方向性】

特定妊婦など、妊娠期から支援を必要とする人を把握するための事業に取り組み、タイムリーに養育支援訪問事業につなげていきます。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	実施体制:直営 実施機関:地域 包括支援課	実施体制:直営 実施機関:地域 包括支援課	実施体制:直営 実施機関:地域 包括支援課	実施体制:直営 実施機関:地域 包括支援課	実施体制:直営 実施機関:地域 包括支援課

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

【今後の方向性】

- 現在、宿泊を伴う保育支援の需要はありませんが、ひとり親家庭の増加や女性の就労増に伴い、ニーズの出現の可能性があります。
- 利用のための要件が、入院や出張、冠婚葬祭等となっており、かつ1週間前までに申し込み、審査を受ける必要があることや、施設については八戸市にあり、利用日数も7日間と決められていることなどから、利用のハードルが高く感じられる面があります。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	0	0	0	0	0
確保量②	0	0	0	0	0
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要】

八戸市社会福祉協議会が八戸市及び三戸郡等を対象とし、広域的に取り組んでいます。乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡調整を行います。

【今後の方向性】

- 「地域」での子育て支援を推進する上で重要な位置を占める事業です。当町は利用者がいないのが現状ですが、サポート会員（育児の支援を行う者）を確保し、人材を育成することによって、利用者の増加が見込まれます。
- ファミリー・サポート・センターのPRを行い、子どもを預かってもらえるボランティア（会員）の募集を行っていきます。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	1	1	1	1	1
確保量②	1	1	1	1	1
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0



(8) 一時預かり事業

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所地域子育て支援拠点とその他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。

【今後の方向性】

- 保護者に急な用事が生じたときや、子育てに伴う心理的、肉体的負担を解消するため、保育園における一時保育の重要性が高まっています。
- 利用方法、利用の範囲を地域の方々に知ってもらえるように努めます。
- 幼稚園については、利用ニーズがないため、今後要望があった場合には、一時預かりの実施を検討していきます。

(年間延べ)

保育所(園)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	717	646	632	584	584
確保量②	717	646	632	584	584
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

(年間延べ)

幼稚園	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	0	0	0	0	0
確保量②	0	0	0	0	0
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

(9) 延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日時間において、保育所等において延長保育を実施します。

【今後の方向性】

- 仕事と生活の調和を実現させるため、保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実が求められています。
- 迎えの時間への不安がなくなるように延長保育のさらなる充実に努めます。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	65	61	58	56	56
確保量②	69	66	66	63	63
過不足 (②-①)	4	5	8	7	7

(10) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

病児・病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。

【今後の方向性】

○保護者の子育てと、就労の両立を支援する病児保育及び病後児保育のニーズが高まっており、病児及び病後児が安心して過ごせる保育環境を整えるために、医師との連携や施設整備等の課題も含めて検討します。

(年間延べ)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	176	165	157	151	151
確保量②	250	250	250	250	250
過不足 (②-①)	74	85	93	99	99

(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

【事業概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に、すくすく館、田子分館（田子小学校内）、上郷分館（上郷公民館内）を利用し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ります。

【今後の方向性】

- すくすく館、田子分館、上郷分館で実施している学童保育の充実に努めます。
- 清水頭小学校の送迎体制を確保します。

(低学年)

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	55	51	53	55	49
確保量②	55	55	55	55	55
過不足 (②-①)	0	4	2	0	6

(高学年)

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	50	48	48	45	41
確保量②	55	55	55	55	55
過不足 (②-①)	5	7	7	10	14

■特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

障がいのある子どもなど特別な配慮を必要とする子どもについては、地域社会で生活する平等の権利の享受と、包括・参加（インクルージョン）の考えに立ち、子ども同士が生活を通してともに成長できるよう、障がいのある子どもも放課後児童クラブを利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受け入れに努めます。

■放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

就学前の対象児童の保護者等に対し、随時施設等の見学や利用相談ができる体制を整え、地域での役割を向上させ、利用促進に努めます。

6. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等やその変化等によらず、柔軟に子どもを受け入れられることができる施設であることから、今後保護者が希望する施設の、選択枠の一つとして利用ニーズが高まると考えられます。

当町においては、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能になるように、既存の幼稚園及び保育所（園）の連携を行った上で協議し、認定こども園への移行に必要な支援に努めます。

(2) 幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修の充実等による資質向上及び処遇改善への支援

一体的な教育・保育及び質の高い教育・保育を提供するため、幼稚園教諭、保育士及び保育教諭の合同研修の実施に向け、関係機関との連携を図ります。

また、幼稚園教諭、保育士及び保育教諭等の資質向上及び処遇改善を図るため、分野別研修（特別支援研修、保育実践、子育ての支援、アレルギー対応等）等のキャリアアップ研修等を支援します。

(3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に関わる基本的考え方及びその推進方策

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であることから、子どもの成長段階に応じて質の高い教育・保育及び地域子ども子育て支援事業を安定的に継続して提供することは、子どもの健やかな育ちにとって重要と考えられます。

当町においては、特定教育・保育施設（幼稚園、保育所（園））により、子どもの最善の利益を第一に考え、質の高い教育・保育サービスを維持又はさらに向上させるよう、成長段階に応じた切れ目のない子育て支援サービスの充実を図り、推進していきます。

7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設利用給付の実施にあたっては、保護者へのチラシ配布などを通じた制度の周知を行うとともに、子ども・子育て支援施設に対する説明会を開催し、制度や給付事務の流れについて関係者の理解を得た上で、公正かつ適正な支給の確保及び保護者の経済的負担や利便性等を考慮した円滑な給付を行います。

なお、特定子ども・子育て施設等の確認等については、青森県や施設所在市町村との連携・情報共有を図り、適切に取組みます。

※子育てのための施設等利用給付とは、令和元年10月から開始した「幼児教育・保育の無償化」により、無償化対象児童の認可外施設等の利用料について、設定する上限額の範囲内で給付を行う事です。



第7章 計画の着実な推進に向けて

1. 計画の周知及び利用促進

多くの関係者の協力によって推進していく本計画は、町民や関係者との連携が極めて重要になります。そのため、町民及び関係各機関との連携を図るためにも計画の周知が重要であり、広報等を活用した情報提供に努めていきます。

本計画で実施される施策・事業へ多くの人々が参加・利用できるよう、本計画の周知と各分野の活動の情報提供を積極的に展開していきます。

2. 計画の推進状況の把握

「田子町保健医療福祉推進協議会子ども・子育て支援専門部会」において、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況等について、点検評価し必要に応じて見直しをしていきます。

3. 地域・関係団体・関係機関との連携と協働

本計画の着実な推進のためには、町と、地域・関係機関・関係団体の様々な立場の方達との役割分担や協働が不可欠です。また、町民一人ひとりの皆様にご協力いただきながら進めていくことになります。

当町においては、関連する計画も複数あり、各課において取組む施策があります。行政内部での情報の共有化、連携にこれまで以上に力をいれていくことが、この計画の効率的で着実な推進につながります。また、町が、優先的、重点的に取組むべき事項を明確化することも重要です。

その上で、地域の方々や地域の子育て支援にかかわる貴重な活動との役割分担を適切に行うことで、子育てにかかわる多様なニーズに対応したきめ細かで柔軟な、子育て支援が可能となります。

さらに、様々な状況のもとで子育てを行う家庭への支援に、的確に対応していくために、県や児童相談所など多くの関係機関との連携強化を図っていきます。

資料編

1. 田子町子ども・子育て支援計画策定の経過

年月日	事項
令和元年8月～9月	子ども・子育てニーズ調査
令和元年12月26日(木)	第1回 子ども・子育て支援事業計画策定会議
令和2年2月27日(木)	第2回 子ども・子育て支援事業計画策定会議

2. 子ども・子育て支援専門部会委員名簿

役職	氏名	団体・役職等
部会長	中村 智佳子	すくすく館 館長
副部会長	浪岡 幸子	田子保育園 園長
委員	磯谷 康貴	(福) 田子町社会福祉協議会 事務局長
委員	立田 美律	田子町教育委員
委員	釜淵 妙子	田子町食生活改善推進委員会 会長
委員	久保 はるみ	主任児童委員
委員	大坊 央行	田子小学校父母と教師の会 会長
参与	堀田 雄	住民課長
参与	高岸 徹	教育課長
参与	高岸 登紀子	住民課・福祉給付GL
参与	梅内 義幸	住民課・子育て定住移住支援室長
参与	田中 みつ子	教育課・学務GL
参与	河原 理亜子	地域包括支援課・主任保健師

3. 田子町保健医療福祉推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、豊かな福祉社会の実現をめざし、町民が相互に理解し合い共に生きる地域社会を創るため、町民の意向に適応した諸施策を協議し、保健、医療、福祉の総合的な推進を図る田子町保健医療福祉推進協議会（以下「協議会」という）を設置し、必要な事項について定めるものとする。

2 この協議会においては、町の地域福祉計画、障害福祉計画及び子ども・子育て支援事業計画を整合性のとれた計画として策定し、また、計画策定後の運営及び進行管理を一体的に推進することを目的とするとともに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3第1項及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項に規定する機能を有するものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 保健、医療、福祉の総合的な推進のため、諸施策立案に向けた協議に関すること。
- (2) 保健、医療、福祉及び生活関連分野の各関係機関、団体との連携に関すること。
- (3) 地域福祉計画の策定並びに進行管理に関すること。
- (4) 障害福祉計画の策定並びに進行管理に関すること。
- (5) 子ども・子育て支援事業計画策定並びに進行管理に関すること。
- (6) 町における障害福祉並びに児童福祉施策全般に関すること。
- (7) その他町長が必要と認める事項に関すること。

(意見の具申)

第3条 協議会は、前条の規定により調査審議した結果必要があると認めるときは、前条各号に掲げる事項に関して、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 保健、医療、福祉、教育関係者
- (2) 地域団体関係者
- (3) 町民
- (4) 学識経験者
- (5) その他、町長が認める者

2 前項の委員の定数は、20名以内とする。

3 協議会にアドバイザーを置くことができるものとする。

4 協議会に参与を置く。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第7条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、協議会を招集するときは、町長に通知しなければならない。

3 任期満了等により、新たに委員が委嘱され、会長未決定の時は町長が会議を招集する。

(会議)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が議長となり議事を進める。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長が必要と認める場合は、会議に参与及び委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第9条 協議会の円滑な運営とその所掌事務の事前協議を行うとともに、第2条に掲げる各個別計画の策定、見直しのため、必要な専門部会を設置する。

2 専門部会に属すべき委員は、会長が協議会に諮って指名する。

3 専門部会に部会長及び副部会長をそれぞれ1人置き、専門部会委員の互選によりこれを定める。

4 専門部会の種類及び運営について必要な事項は別に定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、住民課において処理する。(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成27年1月1日から適用する。

(施行日における委員の特例)

2 この要綱の施行日において、田子町地域・障がい・子ども福祉運営協議会委員に委嘱されている委員は、この協議会の委員と読み替えるものとする。

(委員の任期の特例)

3 この要綱の施行後最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(経過措置)

4 第7条の規定にかかわらず、この要綱施行後、最初の協議会の招集は廃止前の田子町地域・障がい・子ども福祉運営協議会長が行う。

(田子町地域・障がい・子ども福祉運営協議会規則の廃止)

5 田子町地域・障がい・子ども福祉運営協議会規則(平成25年規則第19号)は、廃止する。

4. 田子町保健医療福祉推進協議会専門部会運営要領

1 田子町保健医療福祉推進協議会設置要綱第9条の規定に基づく専門部会の種類は次に掲げるものとし、必要に応じて別に専門部会を設けることができるものとする。

- (1)保健医療専門部会
- (2)地域福祉専門部会
- (3)子ども・子育て支援専門部会
- (4)障害福祉専門部会

2 それぞれの専門部会で協議する事項は次に掲げるものとする。

- (1)保健医療専門部会
 - ①健康寿命延伸対策に関する事
 - ②糖尿病など田子町の特徴的な疾病の予防対策に関する事
 - ③町内における医療と介護との連携方策に関する事
- (2)地域福祉専門部会
 - ①地域福祉計画に関する事業実施計画に関する事
- (3)子ども・子育て支援専門部会
 - ①子ども・子育て事業支援計画策定に関する事
- (4)障害福祉専門部会
 - ①障害福祉計画策定に関する事
 - ②障害者計画策定に関する事

3 委員はその希望によりいずれかの専門部会に属するものとする。なお、重複して複数の専門部会に属することができるものとする。

4 部会長が必要と認める場合は、会議に担当の参与及び部会委員以外の者の出席を求めることができる。

5 この要領の改廃は、協議会に諮り決定するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成27年1月1日から適用する。

5. 子ども・子育て支援窓口

役場庁舎内（田子町大字田子字天神堂平81番地）

1 住民課子育て定住移住支援室 23-0678

○ 主な業務

- ① 保育園の児童入退園等に関する事
- ② 学童保育に関する事
- ③ 子育てサロンに関する事
- ④ 児童手当に関する事
- ⑤ 児童扶養手当に関する事
- ⑥ 子ども医療費助成
- ⑦ ひとり親家庭等医療費助成
- ⑧ 子どもの貧困対策に関する事

せせらぎの郷内（田子町大字田子字前田2番地の1）

2 地域包括支援課健康増進グループ 20-7100

○ 主な業務

- ① 母子健康手帳交付
- ② 妊婦委託健康診査費助成
- ③ 乳児健診
- ④ こども健診（1歳6か月児、3歳児）
- ⑤ こども歯科検診
- ⑥ 若年生活習慣病予防健診
- ⑦ 予防接種
- ⑧ こころが元気になる教室

田子町中央公民館内（田子町大字田子字柏木田169番地）

3 教育課学務グループ 20-7072

○ 主な業務

- ① 児童生徒の就学に関する事
- ② スクールバスの運行に関する事
- ③ 学校給食に関する事

4 教育課スポーツ・社会教育グループ 20-7070

○ 主な業務

- ① 地域活動に関する事
- ② 体力づくりに関する事
- ③ 各種スポーツの普及に関する事
- ④ 町民のレクリエーションに関する事

田子町
第二期子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行・編集 田子町役場 住民課子育て定住移住支援室
電話 0179-23-0678
FAX 0179-32-4294
E-mail takko0303a@town.takko.lg.jp